

矢掛町 農業ビジョン

～農業の振興でにぎわう まちづくり～

令和
4年度



令和
8年度



矢 掛 町

令和3年12月



矢掛町農業ビジョンの 策定にあたって

本町では、温暖な気候や豊かな自然環境などを背景に、農業は地域を支える基幹産業として、重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、本町の農業は、「耕地の減少」、「農業者の高齢化」、「十分に稼げていない」などの課題を抱えています。

こうした現状を踏まえて、地域の重要な生活基盤である農業が持続的に発展できるよう、本町の農業が将来目指す姿を考え、その実現に向けて取り組む施策の方向性を「矢掛町農業ビジョン」として示すことを目的に、昨年度から、町長自らが座長となり、農政局、県、JAや町内農業者の方々と議論をしてまいりました。

今後、本町は、「農業の振興でにぎわう まちづくり」を目指します。その実現に向け、「Ⅰ 農業・農村の多面的機能の維持」と「Ⅱ 儲ける農業の実現」の2つを基本目標とし、「①意欲ある農業者へ農地を集積・集約」、「②担い手の確保・育成」、「③高収益作物への転換」という3つの方向性で取組を進めます。

最後に、本ビジョン策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました矢掛町農業ビジョン策定検討会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年12月

矢掛町長

山野 通彦

<目 次>

矢掛町農業ビジョンの策定にあたって

【序 章】 ビジョンの策定

1	策定の目的	2
2	対象期間	3
3	位置付け	3

【第1章】 現状と課題分析

1	矢掛町農業の概要	6
2	農地の現状と課題分析	10
3	担い手の現状と課題分析	11

【第2章】 目指す将来像・基本目標

1	目指す将来像	16
2	基本目標	18

【第3章】 基本方針・取組

1	基本方針	22
2	施策の体系	23
3	具体的な取組	
	（基本目標1）意欲ある農業者へ農地を集積・集約	24
	（基本目標2）担い手の確保・育成	27
	（基本目標3）高収益作物への転換	30

【資料編】

（資料1）	矢掛町農業ビジョン策定体制	34
（資料2）	地域農業（人と農地の問題）の将来に関するアンケート結果	38
（資料3）	耕作者分類と農業経営モデル	44
（資料4）	KPI設定の根拠・考え方	46

【序章】 ビジョンの策定

1 策定の目的

本町では、耕地¹の減少、農業者の高齢化、担い手不足が深刻な状況にあるなど、農業をいかに次の世代へ引き継ぐかが重要な課題となっています。

町内の耕地は、平成 25 年の 1,187ha から令和 2 年には 1,131ha に減少するとともに、荒廃農地²が農地全体の 11%を占めています。また、平成 12 年から令和 2 年にかけて、販売農家³は 1,257 戸から 510 戸に減少するとともに、農家の経営者のうち、70 歳以上の方の割合が、32%から 57%に増えるなど、高齢化も進んでいます。さらに、町内農家の方を対象に実施したアンケート⁴（以下「アンケート」といいます。）では、5 年以内に離農・縮小を考えている方が回答者の 43%を占めるなど、本町の農業は非常に厳しい現状にあります。

そうした現状の中、今回策定した「矢掛町農業ビジョン」（以下「ビジョン」といいます。）では、本町の基幹産業である農業が持続的に発展できるよう、現状と課題を分析した上で、5 年後に目指す姿を考え、その実現に向けて重点的に取り組む施策の方向性を示します。



¹ 現に耕作又は耕作のために保全管理されている農地。

² 現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

³ 経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家。

⁴ 今後の地域農業のあり方を検討するため、令和 2 年度に、町内農家を対象に実施したアンケート。詳細は「資料編」に掲載。

2 対象期間

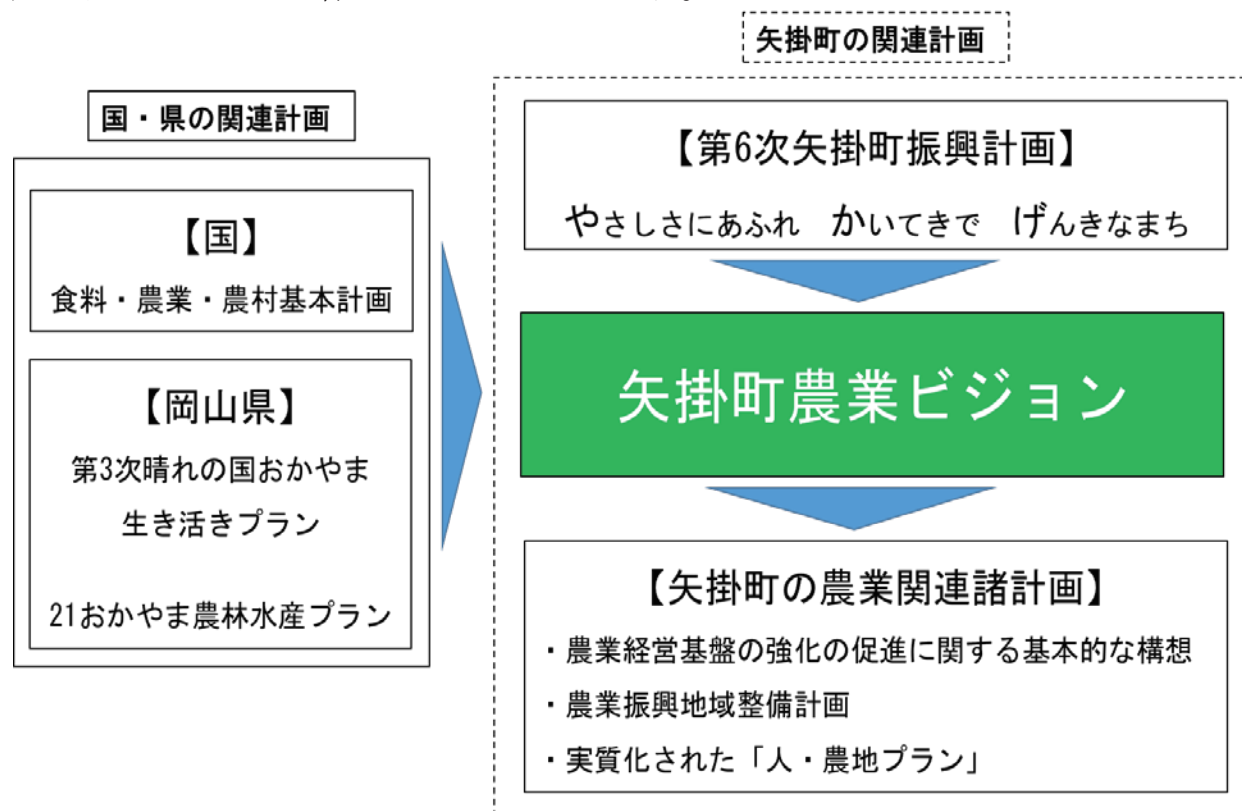
令和4年度から令和8年度の5年間とします。

また、農業を取り巻く情勢の変化などを踏まえながら、毎年度、各取組内容の実施状況や成果指標（K P I）の達成状況等の点検・評価を行い、ビジョンの進行管理と着実な推進に努めるとともに、最終年度には、ビジョンの検証・総括を行います。

3 位置付け

ビジョンは、本町の最上位計画である「第6次矢掛町振興計画」のうち、農業振興分野における具体的な行動計画として位置付けます。

ビジョンの内容は、矢掛町の農業振興関連計画である「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」⁵等と整合を図るとともに、国の「食料・農業・農村基本計画」⁶、岡山県の「21 おかやま農林水産プラン」⁷等の農業関連計画の方針を踏まえたものとしします。



＜図表＞ビジョンの位置付け

⁵ 農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して市町村が定めるもので、その地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用集積目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援などについて総合的に定める計画。（現行計画は平成29年3月に策定）

⁶ 食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。（現行計画は令和2年3月に閣議決定）

⁷ 岡山県の農林水産行政の基本計画として、現状や課題、国内外の動向を踏まえ、県農林水産業の目指すべき方向性と、それを実現するための主要な施策を分かりやすく示すことを目的に、平成31年2月に策定されたプラン。

＜矢掛町の農産物紹介①：アスパラガス＞

アスパラガスは、ビタミンや食物繊維、βカロテン、カルシウム、鉄などが多く含まれるほか、アスパラギン酸や亜鉛などのミネラル類、機能性成分「ルチン」「グルタチオン」など、多くの栄養を含む緑黄色野菜として、健康面でも注目を集めています。

矢掛町での栽培は、昭和60年頃に始まって以降、県農業普及指導センター、町、JAが中心となって推進し、令和3年8月現在、町内の生産農家（JA 晴れの国岡山・矢掛アスパラガス部会員）は40戸、栽培面積は450aとなっています。岡山や大阪の市場へ出荷され、矢掛町産のアスパラガスの年間販売金額（JA 取扱分）は、近年、3,000万円を超えて推移し、勝英地域、津山地域に続き、県内3位の産地（令和2年度）となっています。

矢掛町産のアスパラガスは、瑞々しくて非常に柔らかいのが特徴で、プロの料理人の方からも高い評価をいただいています。

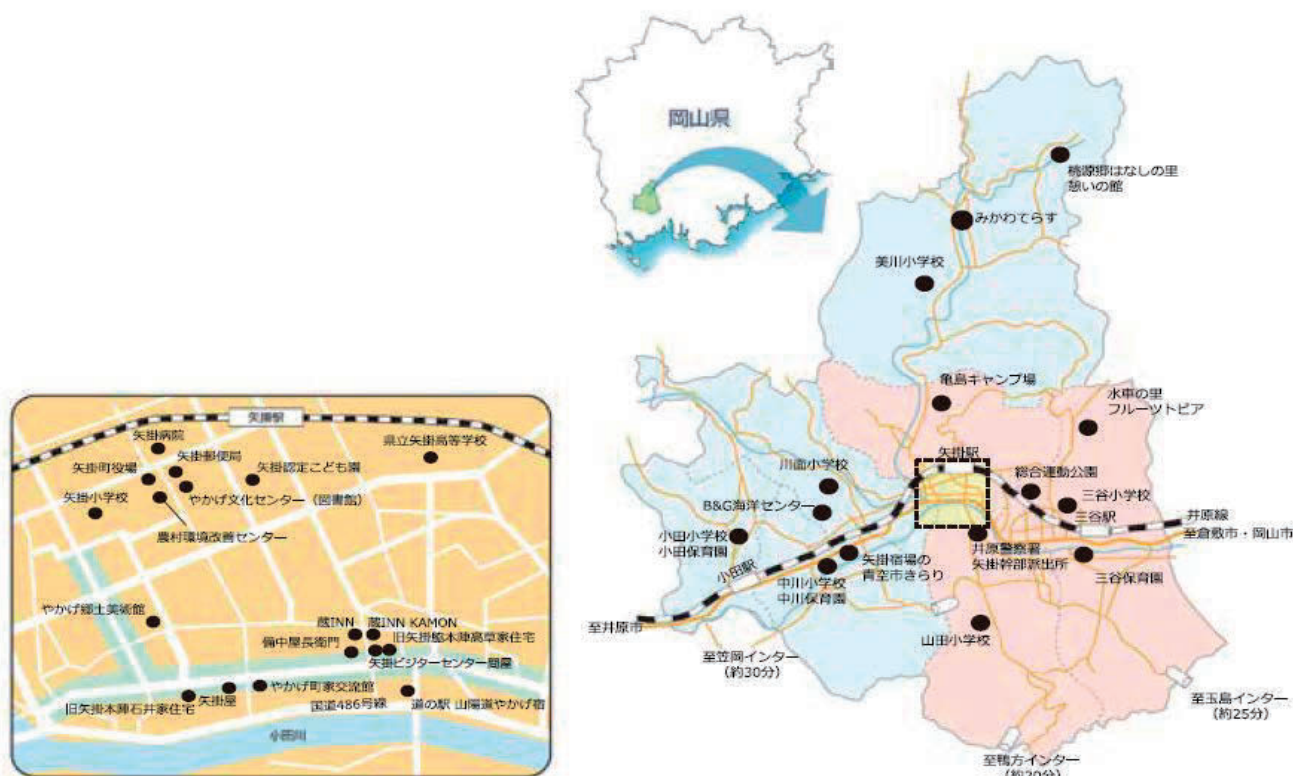


【第1章】 現状と課題分析

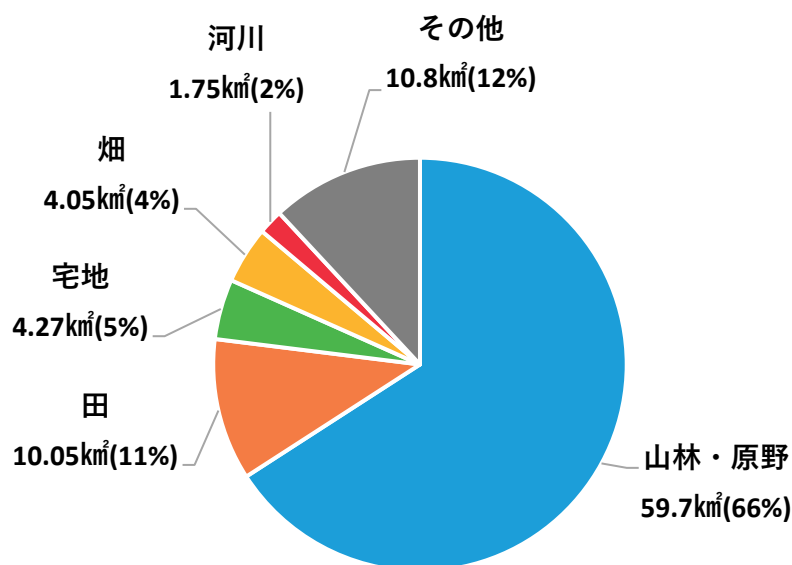
1 矢掛町農業の概要

(1) 矢掛町の位置と地勢

本町は、岡山県の南西部に位置し、高梁川水系の支流である小田川流域にひらけ、標高 15～505 メートルの比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしています。東西 12 キロメートル、南北 15 キロメートル、周囲 55 キロメートル、町域面積は 90.62 平方キロメートルで、岡山県の総面積の約 1.2%に当たります。



＜図表＞町内主要施設の位置図



＜図表＞地目別面積と構成比（全体：90.62 km²）（出典）町建設課（R3.7 現在）

町の東西を国道 486 号と井原鉄道井原線が走り，山陽自動車道の笠岡，鴨方，玉島インターチェンジまでの所要時間は 20～30 分で交通の利便性に優れています。

年間の平均気温は 14.5℃であり，瀬戸内海気候に属し，温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。また，江戸時代には参勤交代の宿場町として栄え，本陣・脇本陣が現存する文化と田園のまちです。

恵まれた環境の中で，地域の特性を活かした特色のある魅力と活力にあふれた夢のある「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち」を将来像としてまちづくりを推進しています。

近年では，矢掛商店街での無電柱化や重要伝統的建造物群保存地区の選定，道の駅「山陽道やかげ宿」等を核とした国内初の「アルベルゴ・ディフーズ（分散型ホテル）」の認定など，「安全・安心・安らぎ」を実感できる魅力あるまちづくりに向けて，計画的に事業展開しています。



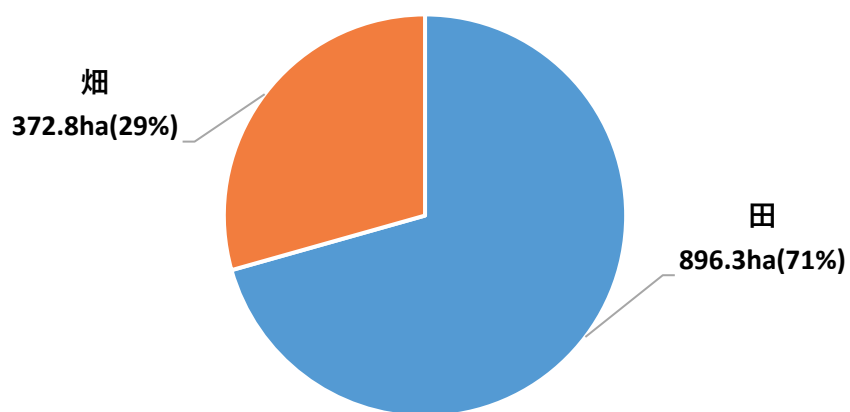
＜図表＞矢掛町の町並み（左）と道の駅「山陽道やかげ宿」（右）

(2) 矢掛町の農業

本町の農地面積は1,269ha（令和3年3月31日現在）で、ほ場整備⁸された水田地帯が広がっている平野部と、中山間部が混在しています。



＜図表＞ほ場整備された平野部の農地（左）と中山間部の農地（右）



＜図表＞町農地面積（全体：1,269.1ha）
※樹園地及び牧場は畑に含める。（出典）町農地台帳(R3.3 現在)

⁸ 営農の効率化を図るため、狭小で不整形な農地の区画の整備とともに、用排水路や農道等の整備を一体的に行う整備。

また、高い技術と自然条件を活かした、地域色豊かな農産物の生産が行われています。

主な農産物として、水稻、アスパラガス、黒大豆、梨、ぶどう、玉ねぎ、キャベツ、自然薯、リーキ、いちご、ラークスパー、小菊などがあります。他にも、国の「食料・農業・農村基本計画」において、生産拡大に取り組むこととされている、飼料用米やWCS用稲（発酵粗飼料）などの戦略作物⁹の生産が行われています。

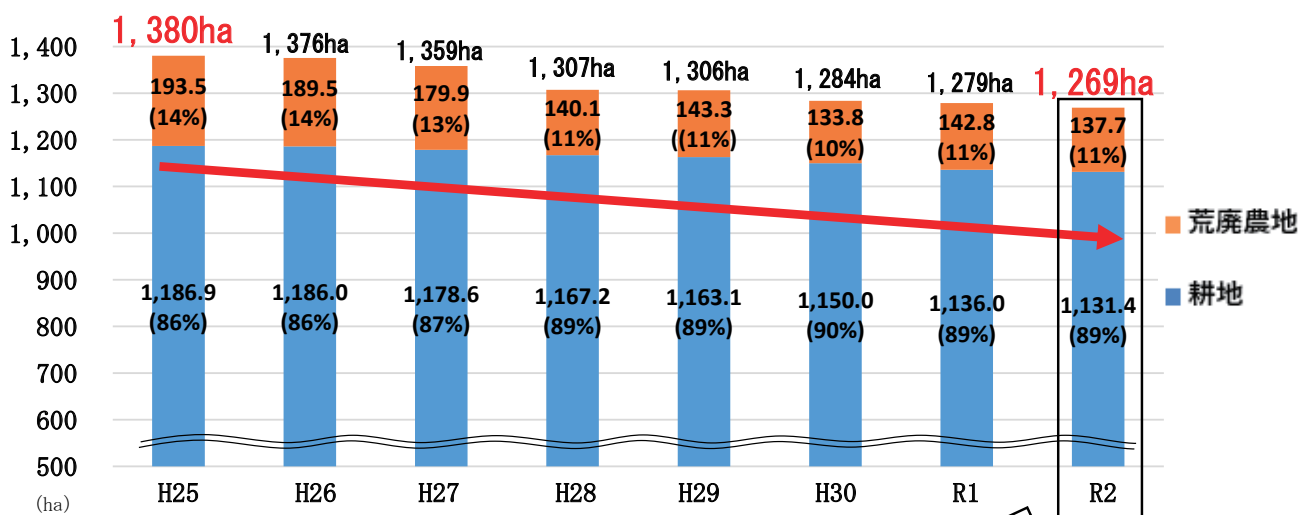


⁹ 食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、国が戦略的に作付けを推進する作物。飼料用米、WCS用稲、麦、大豆などがある。

2 農地の現状と課題分析

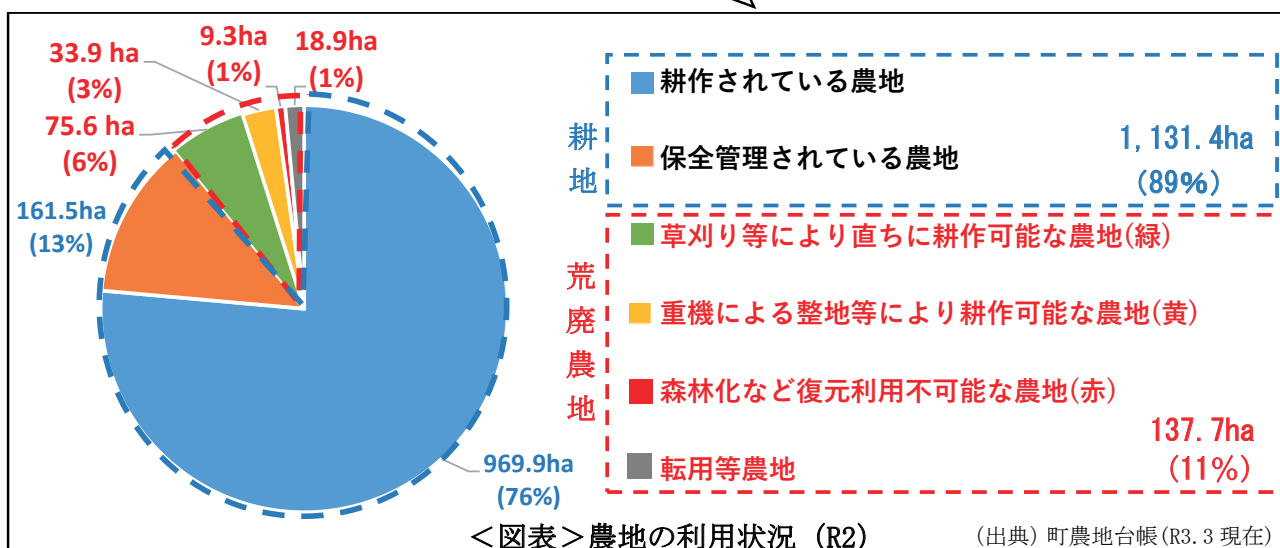
【現状①】

- ・耕地の面積は年々減少しています。
- ・農地全体のうち、荒廃農地が11%を占めています。



＜図表＞農地面積の推移

(出典) 町農地台帳 (R3.3 現在)



＜図表＞農地の利用状況 (R2)

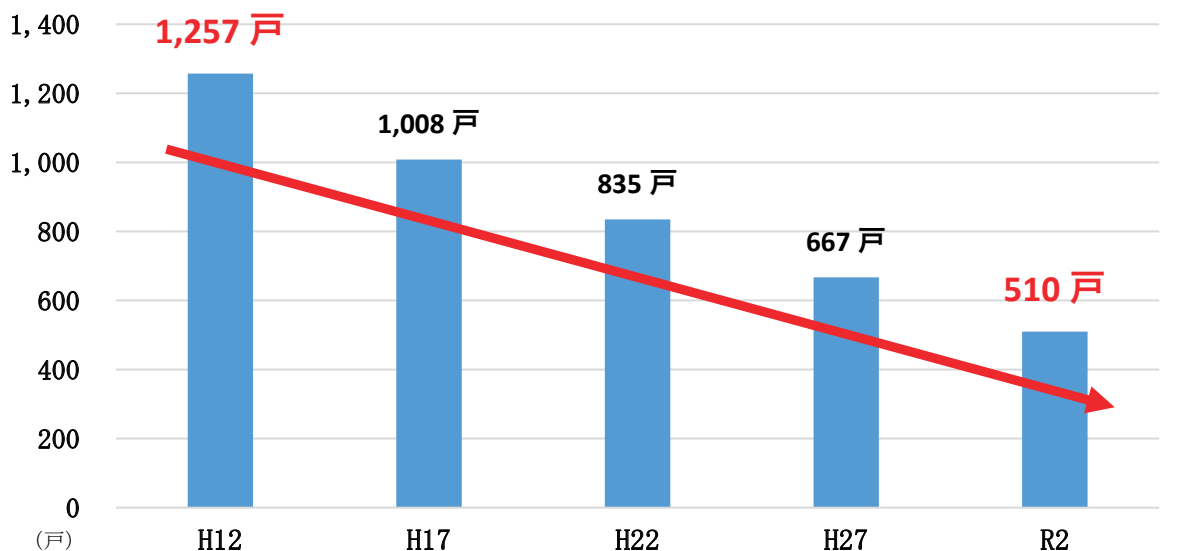
(出典) 町農地台帳 (R3.3 現在)

【現状・課題】 耕地の面積は年々減少しています。
また、農地全体のうち、荒廃農地が11%を占めています。
【分析結果】 農地の有効活用が十分にできていません。

3 担い手の現状と課題分析

【現状②－1】

- ・平成12年から令和2年にかけて、販売農家数は、1,257戸から510戸と大幅に減少（△747戸）しています。

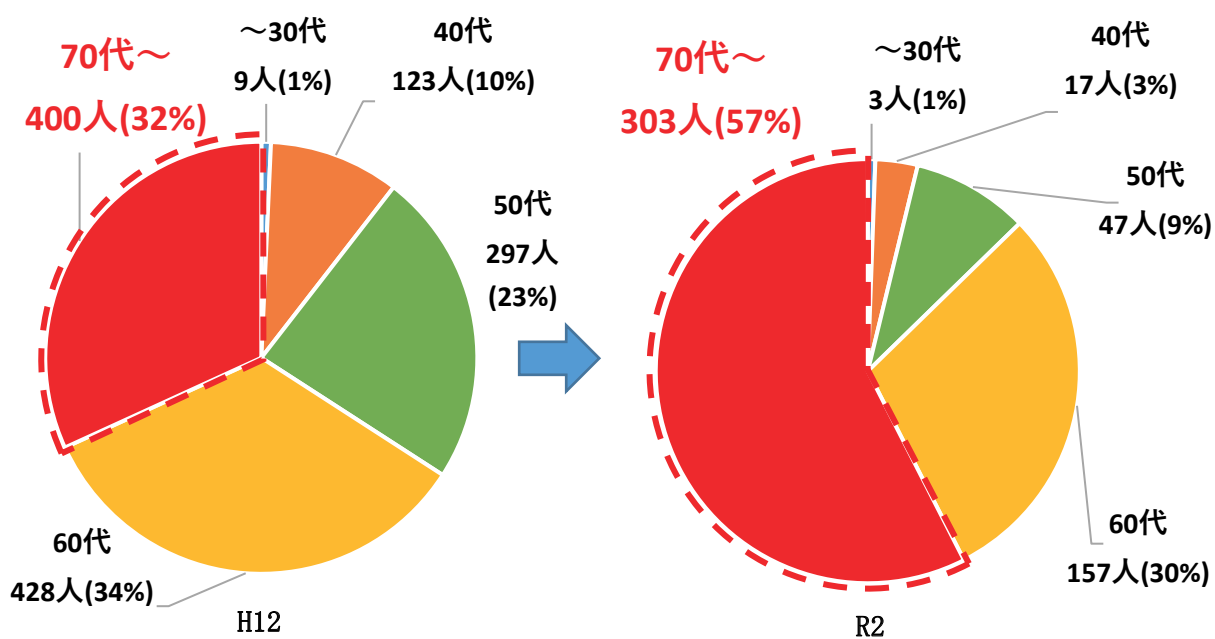


＜図表＞販売農家数の推移

（出典）農林業センサス（H12～R2）

【現状②－2】

- ・平成12年から令和2年にかけて、農家の経営者のうち、70歳以上の方の割合は、32%から57%に増えています。

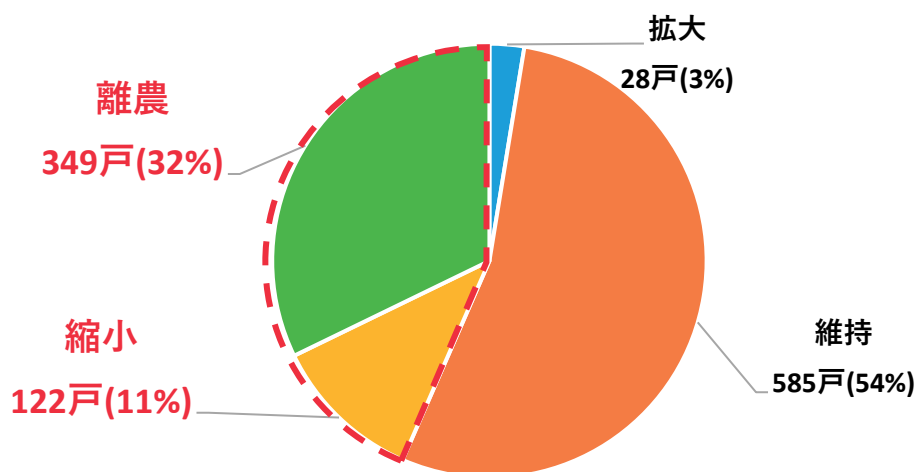


＜図表＞年代別内訳（農家の経営者）

（出典）農林業センサス（H12, R2）

【現状②－3】

- ・アンケートの回答者のうち、近い将来（5年以内）の経営規模について、「離農」又は「縮小」を考えていると回答した農家の方は、43%を占めています。

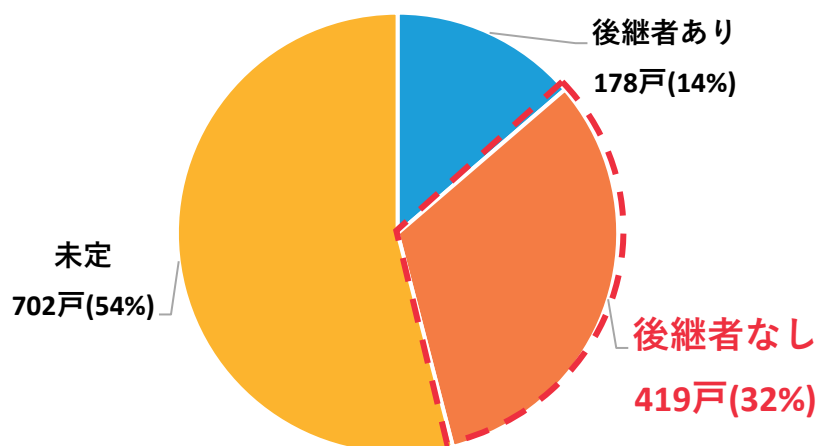


（出典）R2「地域農業（人と農地の問題）の将来に関するアンケート」結果

＜図表＞アンケート結果（近い将来の経営規模）

【現状②－4】

- ・アンケートの回答者のうち、「後継者あり」と回答した農家は14%である一方、「後継者なし」と回答した農家の方は32%を占めています。



出典）R2「地域農業（人と農地の問題）の将来に関するアンケート」結果

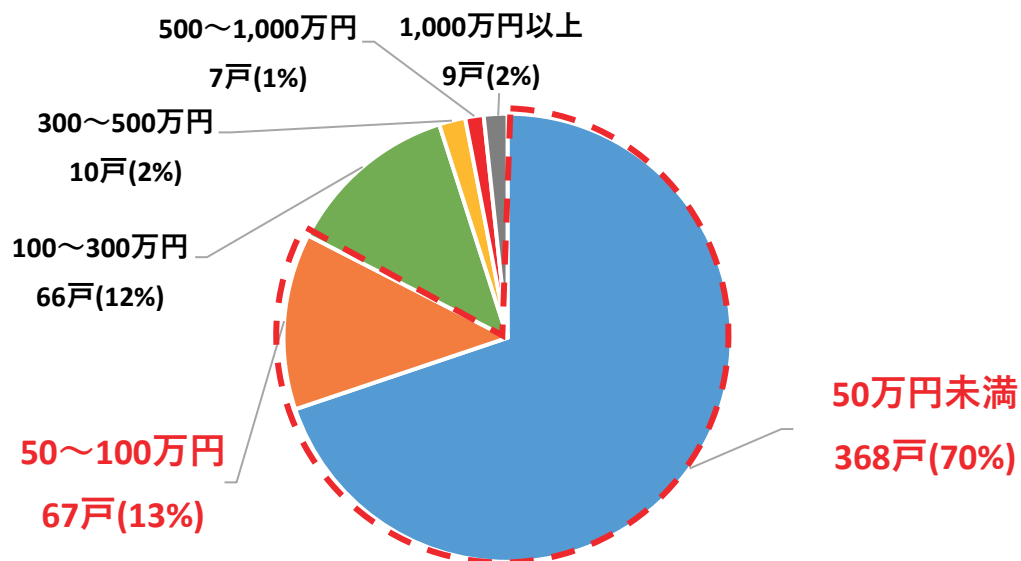
＜図表＞アンケート結果（後継者の有無）

【現状・課題】農家の減少・高齢化が進み、5年以内に離農や経営縮小を考える農家が43%であり、後継者がいない農家は32%を占めます。

【分析結果】5年後には農業の担い手が半減する可能性があります。

【現状③】

- ・農畜産物年間販売額 100 万円未満の農家が全体の 83%を占めています。



＜図表＞農畜産物年間販売額別農家数（R2）（出典）農林業センサス（R2）

【現状・課題】農畜産物年間販売額 100 万円未満の農家が全体の 83%を占めています。

【分析結果】多くの農家の方が農業で十分な収入を得られていません。

＜矢掛町の農産物紹介②：リーキ＞

岡山県の新たな特産品として注目されているリーキは、地中海沿岸原産のネギの仲間で、ヨーロッパでは冬場に欠かせない野菜です。日本の太ネギによく似ていますが、ネギ独特の臭みが無く、加熱することで甘味が増すことから、日本でも人気が高まっています。

矢掛町では、平成 23 年度から、県農業普及指導センター、町、JA が一体となり、栽培マニュアルの作成や巡回指導を行うなど、栽培技術を確立したこともあり、令和 3 年 8 月現在、町内の生産農家（JA 晴れの国岡山・矢掛リーキ部会員）は 12 戸、栽培面積は 65 a となっています。東京や大阪、岡山などの市場に出荷され、矢掛町産リーキの年間販売金額（令和 2 年度 JA 取扱分）は約 280 万円で、県内 1 位の産地です。

国内の主要産地（北海道・長野）の出荷時期は 11 月頃までですが、矢掛町産リーキは 12 月頃から出荷を始めるため、競合しないことが強みです。



【第2章】 目指す将来像・基本目標

1 目指す将来像

『農業の振興でにぎわう まちづくり』

「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち」の実現に向け、「農業の振興でにぎわう まちづくり」を目指します。





2 基本目標

目指す将来像を実現するため、基本目標を次のとおり設定します。

基本目標Ⅰ 農業・農村の多面的機能の維持¹⁰

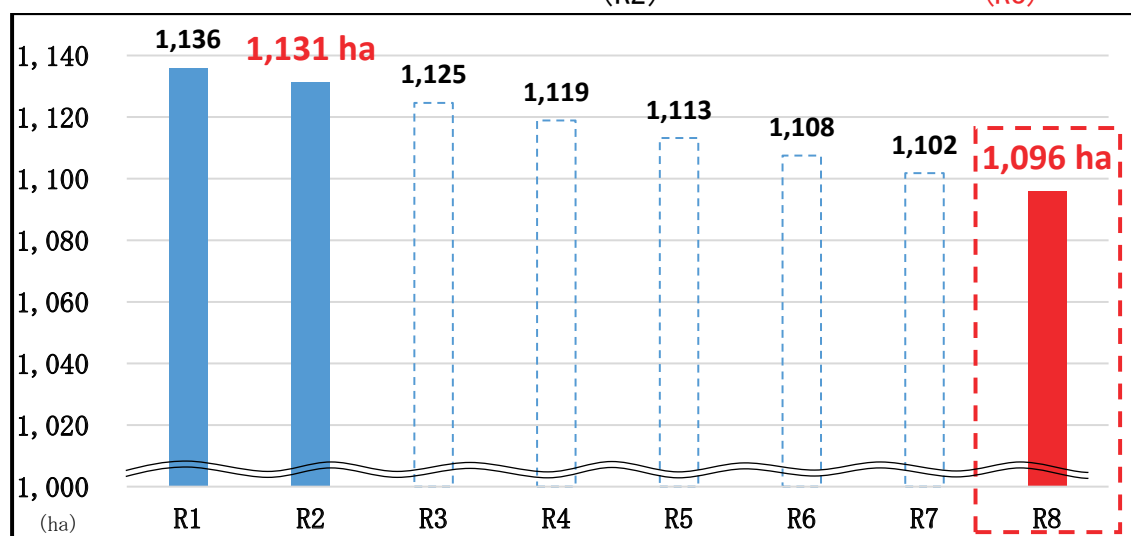
多くの耕地を確保し、自然環境の保全、良好な景観の形成、国土の保全など、地域社会の形成に不可欠な「農業・農村の多面的機能」を維持します。

..... 成果指標（KPI）①

◆ 耕地面積

1,131 ha
(R2)

1,096 ha
(R8)

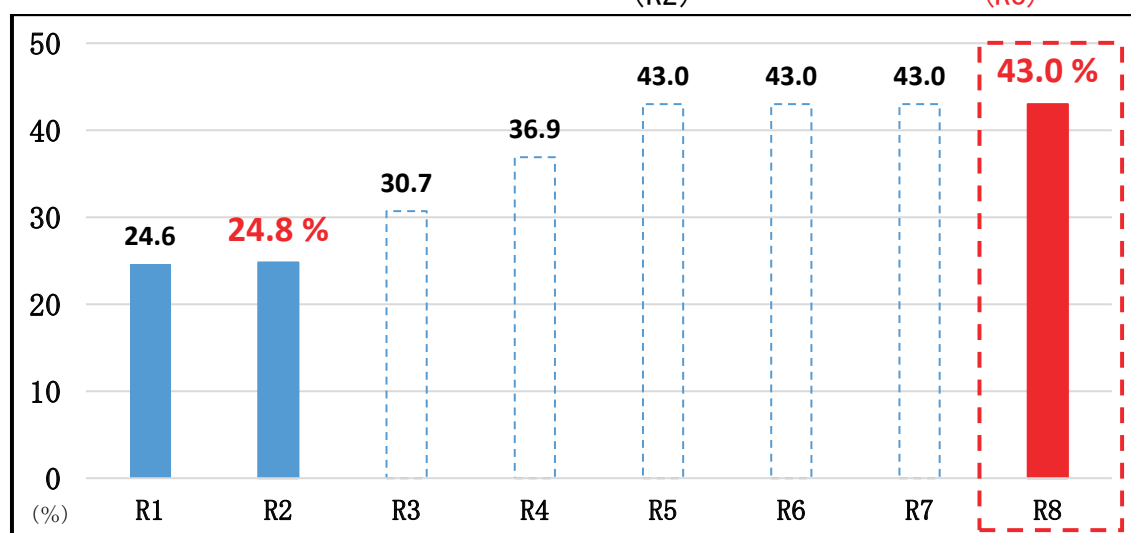


..... 成果指標（KPI）②

◆ 担い手への農地集積率¹¹

24.8 %
(R2)

43.0 %
(R8)



¹⁰ 自然環境の保全、良好な景観の形成など、農業生産活動が行われることにより生ずる、農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。

¹¹ 耕地面積全体のうち、所有権、利用権、作業受託により認定農業者や集落営農組織等の担い手が経営する面積が占める割合。

基本目標Ⅱ 「儲ける農業」の実現

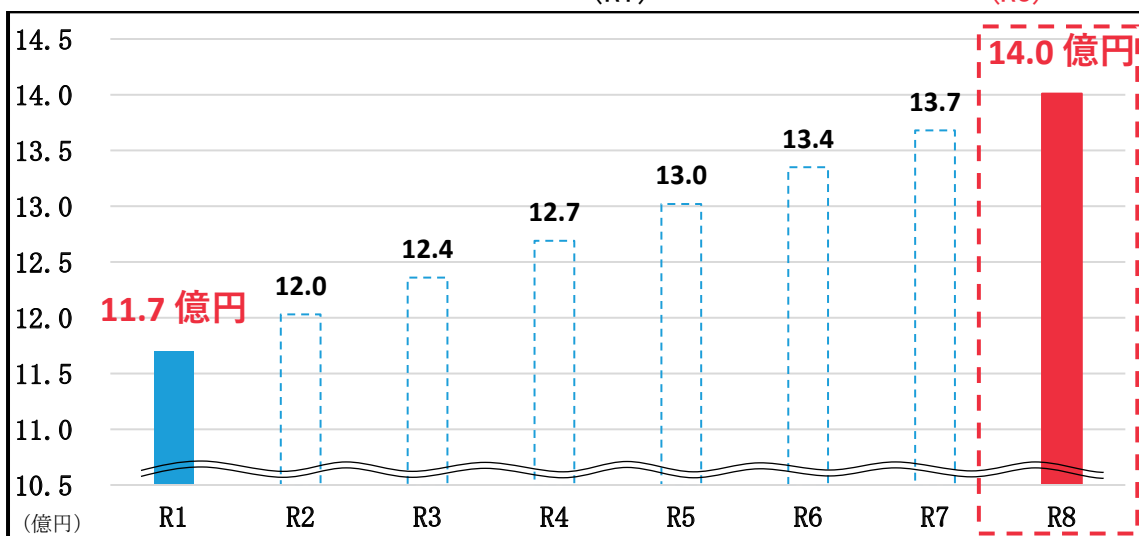
多くの農業者の方が農業で生計を立てられるよう、「儲ける農業」を実現します。

・・・・・・・・・・ **成果指標（KPI）③** ・・・・・・・・・・

◆農業産出額¹²

11.7 億円
(R1)

14.0 億円
(R8)

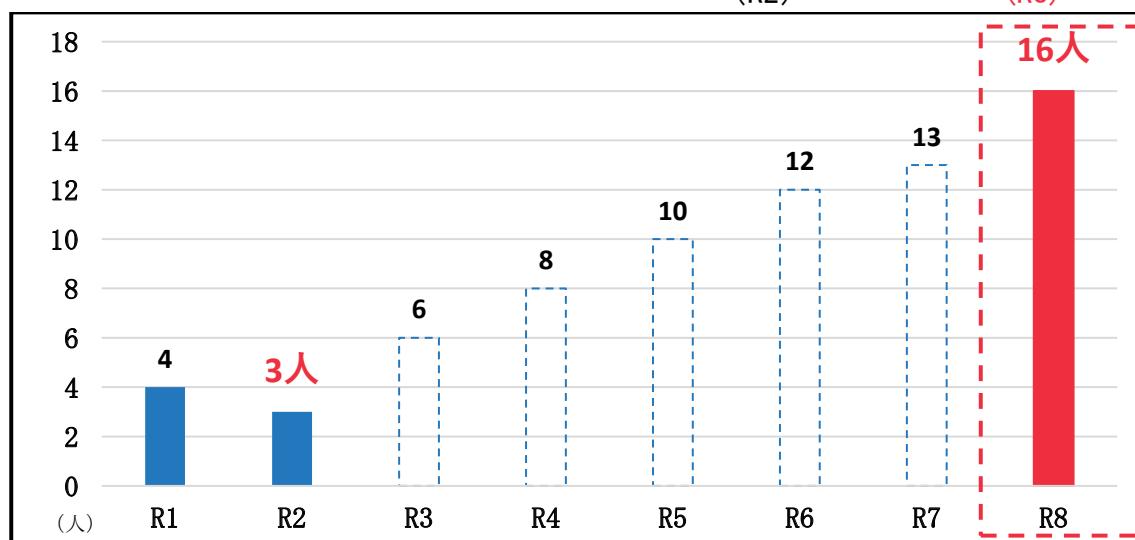


・・・・・・・・・・ **成果指標（KPI）④** ・・・・・・・・・・

◆年間農業所得 400 万円以上の個人農業者数

3 人
(R2)

16 人
(R8)



¹² 農家が、稲作や野菜、果実栽培などの農業生産によって得られた農産物と、その農産物を原料として作られた加工農産物を販売した売上額の合計（畜産部門を除く）。

＜矢掛町の農産物紹介③：玉ねぎ＞

単身・共働き・高齢者世帯の増加等を背景に，スーパーやコンビニなどでサラダをはじめとした加工調理品やカット野菜等の消費が増加していることなどを踏まえ，県では，玉ねぎを野菜農業振興計画の重点品目として位置づけ，生産拡大を推進しています。

矢掛町では，農事組合法人矢神毎戸営農組合が，水田を活用して約 2ha の玉ねぎの栽培（令和 2 年度現在）に取り組んでいます。また，令和 2 年度には，JA 晴れの国岡山が，県と町の事業を活用し，市町の垣根を越えた広域での利用を前提とした，玉ねぎの選別・調整機械（オニオンタッパー）を整備しました。機械の導入により，省力化による生産規模の拡大，品質向上による販売力強化を図り，足腰の強い産地としての発展を目指しています。



【第3章】 基本方針・取組

1 基本方針

前章で定めた将来像を目指し、基本目標を達成するため、次の3つを基本方針とし、農業者、農業関係団体、事業者と行政が連携しながら、本町農業の振興と発展に向けた取組を進めます。

基本方針1 「意欲ある農業者」へ農地を集積・集約

農地中間管理事業¹³や「人・農地プラン」¹⁴の実現、耕地の維持・規模拡大の支援、集落営農¹⁵の組織化・法人化を促進することにより、意欲ある農業者へ農地を集積・集約します。

基本方針2 担い手の確保・育成

新規就農者や農家後継者、認定農業者の確保・育成を行うとともに、企業の農業参入への支援体制を整備することにより、担い手の確保・育成を行います。

基本方針3 高収益作物への転換

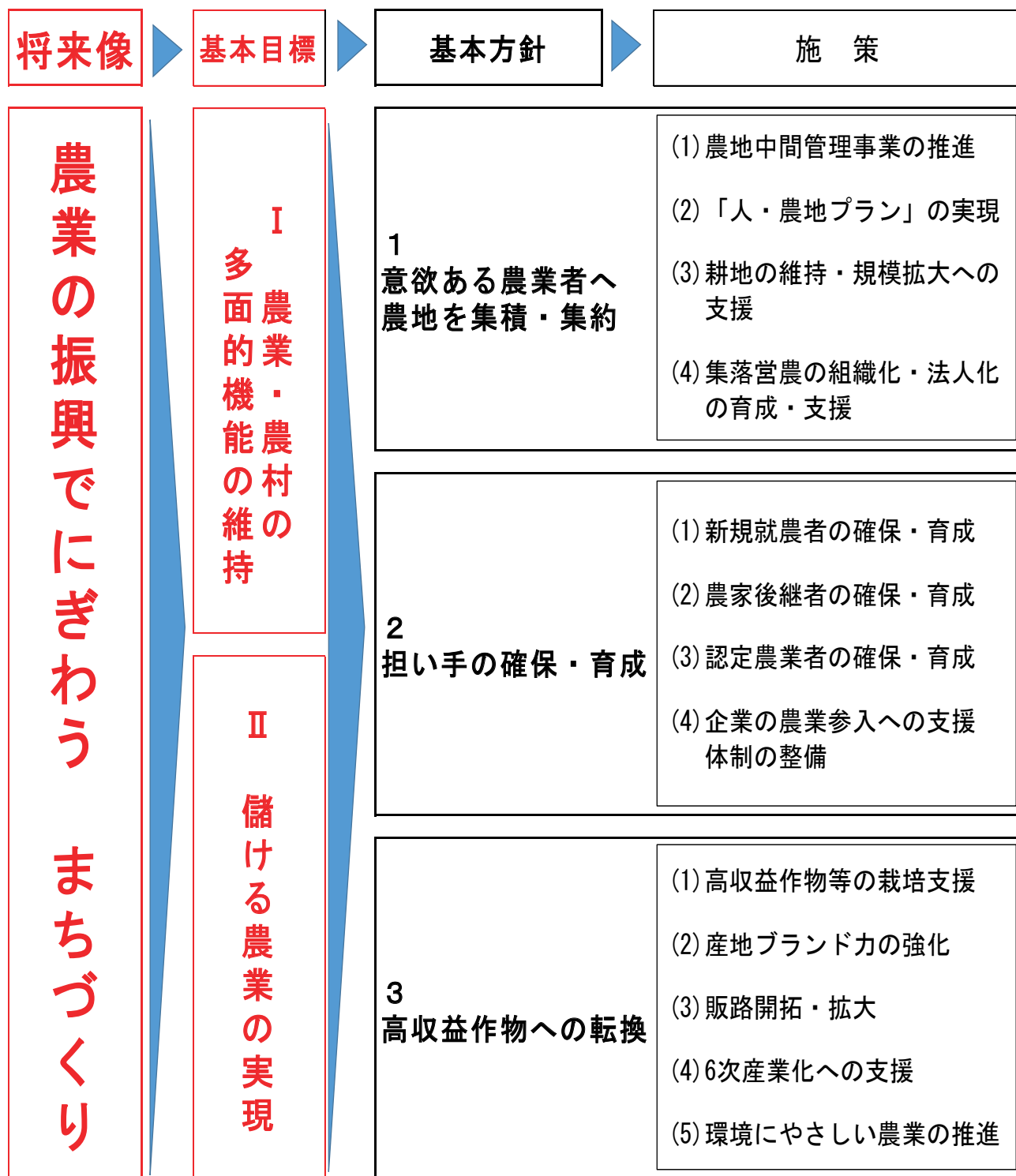
高収益作物等の栽培支援や産地ブランド力の強化、販路開拓・拡大、6次産業化への支援、環境にやさしい農業の推進に取り組むことにより、高収益作物への転換を図ります。

¹³ 「農地集積バンク」とも呼ばれ、地域内の分散・錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化するため、公的機関である農地中間管理機構が借り受け、地域の農地を効果的に利用できるよう配慮して、担い手にまとまりのある形で貸し付ける事業。

¹⁴ 地域農業の担い手不足など、人と農地の問題を解決するため、集落・地域の話し合いにより、今後中心となる経営体や農地利用の方向性を定めた、地域農業の将来計画。

¹⁵ 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。共同購入した機械の共同利用や、中心的な担い手に主な作業を委託し、生産から販売まで共同化するなど、地域の実情に応じて、多様な形態・取組が行われる。

2 施策の体系



＜図表＞施策体系図

3 具体的な取組

3つの基本方針に基づき、次のとおり施策を進めます。

基本方針 1 「意欲ある農業者」へ農地を集積・集約

◆目標数値

項 目	現 況 (R2)	目 標 (R8)
農地中間管理事業を活用する農地面積 (R3.3.31 現在の耕地面積 (1,131ha) に占める割合)	135ha (11.9%)	330ha (29.2%)
農事組合法人 ¹⁶ 数	5 法人	8 法人
経営農地 10ha 以上の経営体数	9 経営体	20 経営体

◆取組の方向性

(1) 農地中間管理事業の推進

岡山県農地中間管理機構と連携し、機構を通じた農地を集積・集約を推進します。

【具体的な取組】

①制度周知

- ・関係機関と連携し、制度の周知を行います。
- ・利用権設定から農地中間管理事業への変更を推進します。

②出し手・受け手の掘り起こし

- ・農業委員会¹⁷において、町内全ての農地の利用状況調査を行い、遊休農地¹⁸の状況把握や無断転用の未然防止に努めるとともに、遊休農地と判定された農地の所有者に対して利用意向を調査し、農地中間管理事業へのあっせんや遊休化の解消に努めます。

③課税軽減・協力金交付

- ・農地中間管理機構を通じて農地を貸しつけた、地域への機構集積協力金¹⁹の交付や、個人への課税軽減の措置²⁰等を行います。

¹⁶ 農業生産についての協業を図ることにより、組合員の共同の利益を増進することを目的に設立される法人。原則として組合員は農家に限られ、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業や農業の経営を行う。

¹⁷ 「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される行政委員会。「農地法」等の規定により、専属的な権限を行使する法令業務の執行機関であるとともに、農地の荒廃・乱開発を防ぎ、優良農地を確保する役割を担う。

¹⁸ 「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」又は「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」。

¹⁹ 農地中間管理機構に農地を貸し付け、農地集積に協力する地域に市町村から交付するもの。

²⁰ 今後の税制改正等により、見直される可能性がある。

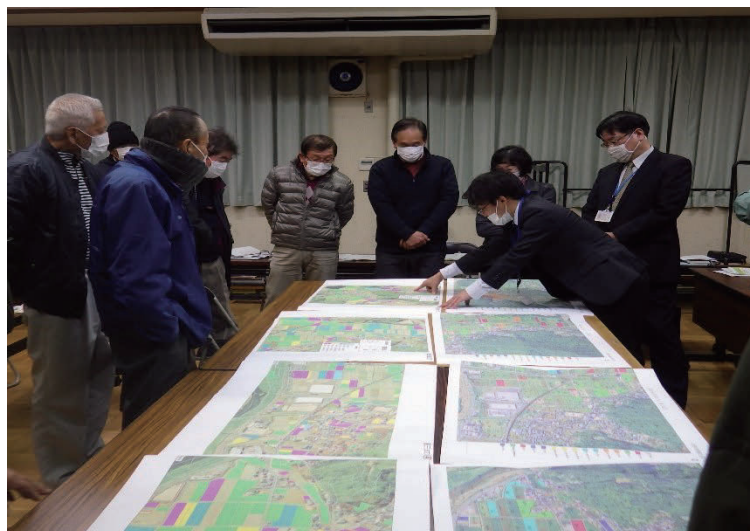
（2）「人・農地プラン」の実現

地域の話し合いにより、今後中心となる経営体や農地利用の方向性を定めた、地域農業の将来計画である「人・農地プラン」に基づく取組の実現を支援します。

【具体的な取組】

①「人・農地プラン」の実質化

- ・令和2年度に、地域の農業者の年代分布や後継者の有無など、町内農家を対象に実施したアンケートの結果を踏まえて、将来、地域の農地を誰が担うかを話し合った結果を取りまとめ、町内7地区において将来方針を作成しています。
- ・今後は、各地域で作成した将来方針を実現できるよう、関係機関と連携しながら、支援を行います。



（3）耕地の維持・規模拡大への支援

耕地の維持・規模拡大を行う取組に対して、支援を行います。

【具体的な取組】

①農業委員等によるあっせん

- ・農業委員や農地利用最適化推進委員が、地域内の貸借、売渡希望農地の情報を収集し、規模拡大を希望する担い手との貸借・売買をあっせんします。

②中山間地域等直接支払交付金（第5期：令和2～6年度）

- ・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正し、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

③多面的機能支払交付金（第4期：令和4～8年度）

- ・地域共同で行う，多面的機能を支える活動や，地域資源（農地，水路，農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

④鳥獣被害防止対策

- ・鳥獣被害対策実施隊と連携し，捕獲と防護柵等による被害防止対策の普及推進や，有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を推進します。

⑤スマート農業²¹の推進

- ・国や県の補助制度等の情報提供や活用等を通じて，スマート農業を推進します。



（４）集落営農の組織化・法人化の育成・支援

集落営農の組織化・法人化を図ることにより，継続した経営が行われるよう，関係機関と連携を取りながら，集落の後継者育成や組織力強化に向け支援を実施します。

【具体的な取組内容】

①個別相談による支援

- ・組織化や法人化を目指す農業者に対し，関係機関と連携しながら，個別相談を行い，組織化や法人化に向けた支援を行います。

²¹ ロボット，AI，IoT など先端技術を活用する農業。ロボットトラクター，スマホで操作する水田の水管理システムなどの活用により，作業を自動化し人手を省くことや，ドローン・衛星によるセンシングデータや気象データのAI解析により，農作物の生育や病虫害を予測し，高度な農業経営が可能となる。

基本方針 2 担い手の確保・育成

◆目標数値

項 目	現 況 (R2)	目 標 (R8)
新規就農研修生 ²² 数	0 人/年	2 人/年
経営農地 1ha 以上の町内企業数	1 法人	2 法人
認定農業者 ²³ 数	43経営体	60経営体

◆取組の方向性

(1) 新規就農者の確保・育成

関係機関と連携しながら、都会などからの新規就農希望者を募集するとともに、農業知識・技術や経営能力を習得する研修など就農準備に向けた支援や、就農後の経営安定に向けた支援を通じて、新規就農に向けた受入を推進します。

【具体的な取組内容】

①情報発信

- ・関係機関と連携しながら、町内外で就農相談会を実施することで、新規就農希望者に対して、矢掛町での就農をPRします。
- ・新たに農業を始める場合に受けられる支援制度について、広く周知を行います。



²² 町内に独立・自営で就農するため、アスパラガス、ぶどうについて、先進農家等における農業体験研修及び農業実務研修を受ける、55歳未満(農家出身は50歳未満)の者。

²³ 農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標とした農業経営改善計画が市町村によって認定された農業者。地域農業の中心的な担い手としての役割が期待される。

②研修・就農制度の整備

- ・アスパラガス、ぶどうの栽培を予定する新規就農者を対象に、J A等において、最大2年間の実務研修を行います。
- ・農業大学校等と連携し、農事組合法人等への就農に向けた情報提供や、出会いの場を設けます。

③就農後のサポート体制の整備

- ・生産者やJ A，行政が一体となって，新規就農者のサポート体制を整備し，栽培技術の早期向上を図るとともに，これからの産地の担い手として育成します。
- ・就農時55歳未満の新規就農者に対して，経営が不安定な就農直後の住宅の賃借料を補助します。
- ・将来の地域農業を発展させる中核的担い手となるよう，新規就農者に対して就業奨励金を交付します。
- ・認定新規農業者の方が活用できる補助制度等を情報提供します。



④空き農地・空き家情報等の提供

- ・空き農地や空き家を買いたい，借りたいという方に，所有者から登録された物件を紹介し，情報提供とマッチングを行います。

⑤農地取得条件の緩和

- ・空き家に付属した農地を空き家とともに取得する場合，下限面積を引き下げます。

（２）農家後継者（兼業農家・定年帰農者²⁴等）の確保・育成

兼業農家や定年帰農者など、農家の後継者がスムーズに経営を移譲しやすい環境づくりを推進します。

【具体的な取組内容】

①農業経営等への支援

- ・関係機関と連携し、農業経営等に関する相談を受けるなど、支援を行います。

②子供への教育

- ・町内の小中学生に対し、農業体験や職場見学，出前授業を通じた農業者やＪＡ等との交流など，農業の魅力を伝え，就農への動機づけとなる取組を推進します。

（３）認定農業者の確保・育成

地域農業の中心的な担い手である認定農業者を育成・支援することで、地域農業の中軸を担う人づくりを推進します。

【具体的な取組内容】

①補助制度等の情報提供

- ・認定農業者の方が活用できる補助制度等を情報提供します。

②農業経営相談会の開催

- ・経営状況の把握や改善に役立てるよう，関係機関と連携し，認定農業者を対象に，税理士や中小企業診断士などの専門家を招いて農業経営相談会を開催します。

③農業制度資金による経営支援

- ・地元金融機関等と連携した農業制度資金の利活用により，経営の安定化を図ります。

（４）企業の農業参入への支援体制の整備

農業参入を検討する企業に対して，農地等の情報提供を行うなど，企業の農業参入を支援します。

【具体的な取組内容】

①農地等の情報提供

- ・関係機関と連携し，農業参入を希望する企業に対し，農地や営農状況等の情報提供を行います。

²⁴ 農村出身者が定年退職後に故郷の農村に戻り，農業に従事すること。また，出身を問わず，定年退職者が農村に移住し，農業に従事すること。

基本方針3 高収益作物への転換

◆目標数値

項 目	現 況 (R2)	目 標 (R8)
水田での高収益作物 ²⁵ 栽培面積 (R3.3.31 現在の水田面積 (896ha) に占める割合)	30.7ha (3.4%)	41.4ha (4.6%)
加工・業務用野菜 (キャベツ・玉ねぎ) の栽培面積 (R3.3.31 現在の耕地面積 (1,131ha) に占める割合)	4.4ha (0.4%)	8.0ha (0.7%)
6次産業化 ²⁶ 支援件数 (累計)	0 件	3 件

◆取組の方向性

(1) 高収益作物等の栽培支援

本町の風土に適した魅力ある農作物の振興を図るため、水田で収益性の高い野菜等への転換を推進するとともに、地域に適応可能な新たな農産品目の発掘を行い、農業経営の選択肢を増やします。

【具体的な取組内容】

①産地交付金²⁷の活用

- ・産地交付金を活用し、アスパラガス、リーキ、キャベツ、黒大豆など、地域の特色ある魅力的な農産品目の水田栽培を支援します。

(2) 産地ブランド力の強化

地域農産物を活かした特産品の開発や、農家による加工品開発などの付加価値向上、ブランド化に向けた取組を支援します。

【具体的な取組内容】

①矢掛町ブランド認定制度²⁸

- ・町のパンフレットやHP等に矢掛町ブランド認定品を掲載し、本町の農産品等を全国へPRします。

²⁵ 水田で栽培される、地域振興作物（アスパラガス、小菊、リーキ、キャベツ、ズッキーニ、ナバナ、ラークスパー、自然薯、いちご、ニンニク、黒大豆）及び玉ねぎを指す。

²⁶ 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

²⁷ 高付加価値化や低コスト化を図りながら地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、水田を活用して、地域の裁量で決めた品目等を栽培、販売した農家に対して、地域振興作物等の栽培面積に応じて交付される交付金。

²⁸ 矢掛町の素晴らしい農産物や観光土産品等の良さを知ってもらうことを目的として創設された制度。ブランド認定された商品は矢掛町ブランドロゴマークを使用できるとともに、町のパンフレットやHP等にも掲載され、矢掛町を全国へPRする中でも重要な役割を担う。平成22年度から認定を開始し、令和3年9月現在、46品目が認定されている。

（３）販路開拓・拡大

都市圏等への売り込みの強化などにより、販路開拓・拡大に取り組むとともに、本町で食べるものは本町で生産することを目指します。

【具体的な取組内容】

①地産地消²⁹の推進

- ・本町産の野菜を学校給食のメニューとして導入するなど、地元の旬な食材を生かす地産地消を推進します。

②都市圏、卸売市場への売り込み

- ・主要卸売市場等において、町長によるトップセールスを実施するなど、販路開拓につなげます。

③ふるさと納税³⁰の活用

- ・ふるさと納税の返礼品として、地元農産物の充実を行います。

④道の駅・直売所での情報発信

- ・道の駅「山陽道やかげ宿」や直売所「矢掛宿場の青空市きらり」等の集客力や情報発信力を活用し、本町の農産物をPRすることにより、来訪者の認知度向上を図ります。



²⁹ 地域で生産された農産物等を、その地域で消費すること。消費者と生産者の距離を縮め、相互理解の促進、輸送距離の短縮等による環境への負荷低減など、多くの効果が期待される。

³⁰ 自治体に対して寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税からそれぞれ控除が受けられる制度。

（４）６次産業化への支援

農業者自らが生産・加工・販売を行う６次産業化や、他産業との連携により新たなビジネスを創出する農商工連携³¹を志向する農業者への支援を行います。

【具体的な取組内容】

①個別相談等による支援

- ・６次産業化や農商工連携を目指す農業者に対し、関係機関と連携しながら、個別相談等を行い、支援を行います。

（５）「環境にやさしい農業」の推進

環境負荷を低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果が期待される「環境にやさしい農業」を推進します。

【具体的な取組内容】

①啓発活動の推進

- ・町の広報紙やホームページ等を活用し、農業者や消費者の理解促進を図ることで、有機農業³²など「環境にやさしい農業」に取り組みやすい環境整備を進めます。

³¹ 農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等を行う取組。

³² 化学的に合成された肥料・農薬や遺伝子組換え技術を使用せず、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業。

【資料編】

資料 1 矢掛町農業ビジョン策定体制

資料 2 地域農業（人と農地の問題）の将来に関するアンケート結果

資料 3 耕作者分類と農業経営モデル

資料 4 K P I 設定の根拠・考え方

資料 1 矢掛町農業ビジョン策定体制

(1) 矢掛町農業ビジョン策定検討会議設置要綱 (令和 2 年 8 月 28 日矢掛町告示第 148 号)

(設置)

第 1 条 5 年後に矢掛町の農業の目指す姿を検討し、その実現に向けて、令和 4 年度から令和 8 年度にかけて重点的に取り組む施策の方向性を示す「矢掛町農業ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定するに当たり、様々な立場の有識者から意見を求めるため、矢掛町農業ビジョン策定検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成等)

第 2 条 会議は、町長及び町長が委嘱する委員 14 名以内で構成する。

- 2 会議に座長 1 名を置き、町長をもって充てる。
- 3 会議に副座長 1 名を置き、委員のうちから座長が指名する。
- 4 委員の任期は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(運営)

第 3 条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議を進行するとともに、取りまとめを行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第 4 条 会議において、委員は次の各号に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

- (1) ビジョン策定の検討に関すること。
- (2) その他、必要な事項に関すること。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、産業観光課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員等の報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 29 年矢掛町条例第 17 号)に定めるところによる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(2) 矢掛町農業ビジョン策定検討会議委員等名簿

役 割	役 職	氏 名	備 考
座 長	矢掛町長	山野 通彦	
副座長	J A晴れの国岡山常務	山部 慎一	
委 員	矢掛町農業委員会会長	高月 周次郎	
〃	矢掛町認定農業者協議会会長	土田 正雄	
〃	矢掛町農業委員会委員	岸野 敏夫	
〃	矢掛町農業委員会委員	坪井 幹子	
〃	(農事組合法人) 矢掛スマートアグリ代表理事	岸野 榮治	
〃	(農事組合法人) 中営農組合	笹井 政夫	R3. 7. 1 まで
〃	(有)サトー総業代表取締役	佐藤 登事	R2. 10. 15 まで
〃	新高妻会	田尻 洋士	
〃	新農業人会	小林 康三	
〃	矢掛町自治協議会連絡会会長	有安 繁騎	
〃	岡山県農村振興課課長	有元 寿登	R3. 3. 31 まで
		片山 敦文	R3. 4. 1 から
オブザーバ	中国四国農政局 岡山県拠点地方参事官	西原 茂	R3. 3. 31 まで
		長友 秀昌	R3. 4. 1 から
〃	岡山県備中県民局 農林水産事業部副部長	金関 鉄也	R3. 3. 31 まで
		真鍋 紳一郎	R3. 4. 1 から
〃	岡山県 井笠農業普及指導センター所長	馬越 隆浩	R3. 3. 31 まで
		池田 正	R3. 4. 1 から
〃	矢掛町副町長	山縣 幸洋	R3. 3. 31 まで
	矢掛町総合政策監	安部 正和	R3. 4. 1 から
事務局	矢掛町産業観光課課長	妹尾 一正	
〃	矢掛町産業観光課 農林振興係係長	貝原 新一	
〃	矢掛町産業観光課 農林振興係主査	青葉 輝	

(任期) 令和2年10月1日～令和4年3月31日

(3) 策定経過

日時	会議名	主な内容
R2. 10. 7	第1回矢掛町農業ビジョン策定検討会議	1 農業ビジョン策定趣旨 【事務局】 2 矢掛町農業の現状分析報告 【事務局】 3 意見交換 ※町農業の課題等を意見交換
R2. 11. 30	第2回矢掛町農業ビジョン策定検討会議	1 前回会議の振り返り 【事務局】 2 国・県の担い手対策の現状と課題 【農政局・普及C】 3 意見交換 ※町農業の課題等を意見交換
R3. 1. 12	第3回矢掛町農業ビジョン策定検討会議	1 前回会議の振り返り 【事務局】 2 人・農地プランアンケート結果報告 【事務局】 3 農業経営の成功モデル紹介 【農政局・普及C・JA】 4 意見交換 ※矢掛町で考えられる農業経営モデル等を意見交換
R3. 2. 24	第4回矢掛町農業ビジョン策定検討会議	1 前回会議の振り返り 【事務局】 2 地場農産物の需給拡大プロジェクト 【農政局】 3 矢掛町農業ビジョンが目指す方向性 【事務局】 4 意見交換 ※矢掛町農業ビジョンが目指す方向性等を意見交換
R3. 7. 26	第5回矢掛町農業ビジョン策定検討会議	1 みどりの食料システム戦略 【農政局】 2 前回までの会議振り返り 【事務局】 3 矢掛町農業ビジョンの概要（案） 【事務局】 4 意見交換 ※5年後に目指す姿の実現に向けた取組の方向性等を意見交換

R3. 10. 4	第 6 回矢掛町農業ビジョン 策定検討会議	1 令和 4 年度農水省予算要求 【農政局】 2 前回会議の振り返り 【事務局】 3 矢掛町農業ビジョン（案） 【事務局】 4 意見交換 ※農業ビジョンの内容等について 意見交換 5 まとめ
R3. 10. 18 ～10. 28	パブリックコメント募集	※意見数：0 件
R3. 12～	策定・公表	



資料 2 地域農業（人と農地の問題）の将来に関するアンケート結果

（１）調査目的

近年，農家の高齢化や担い手不足などから，耕作されない農地が増えてきています。そこで，その地域に暮らす農家の皆さんが，近い将来（５年以内），ご自身の農業経営や地域農業をどのようにしていきたいと考えておられるかを調査し，今後の地域農業のあり方を検討したいと考え，地域農業（人と農地の問題）の将来に関するアンケートを実施しました。

（２）調査対象

矢掛町内農家 2,517 戸

- ・営農計画書を配布した全農家
- ・農協の各種部会
- ・令和元年度に人・農地プランに位置付けられている農家

（３）調査方法

配付方法：矢掛町から郵送配付

回収方法：持参

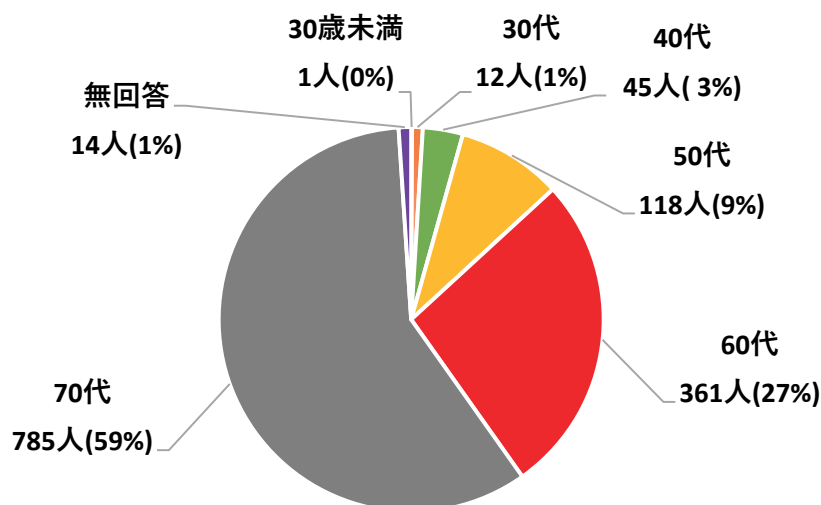
（４）調査期間

令和 2 年 4 月 1 日～9 月 30 日

（５）有効回収数

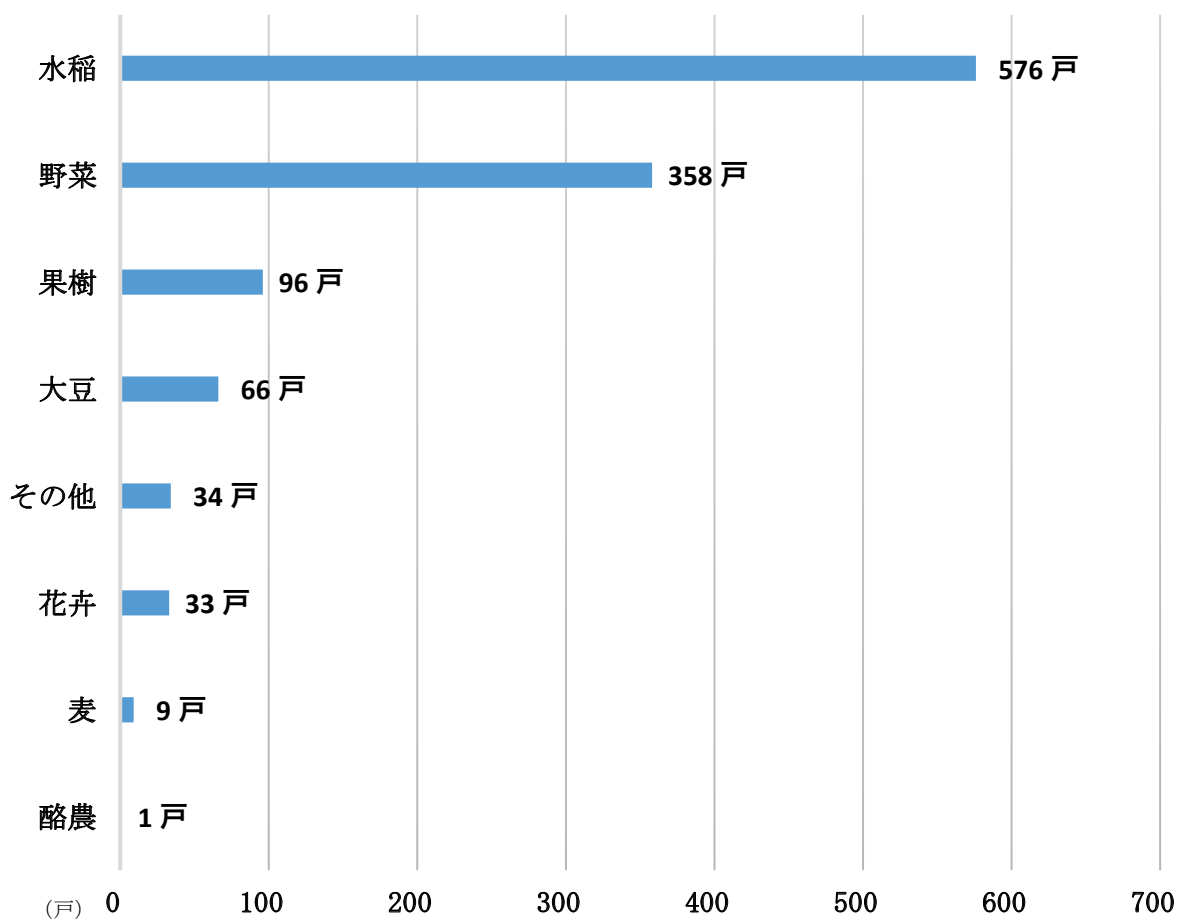
1,336 戸（回収率：53.1%）

（６）回答者の年代別内訳【回答者数：1,336 戸】

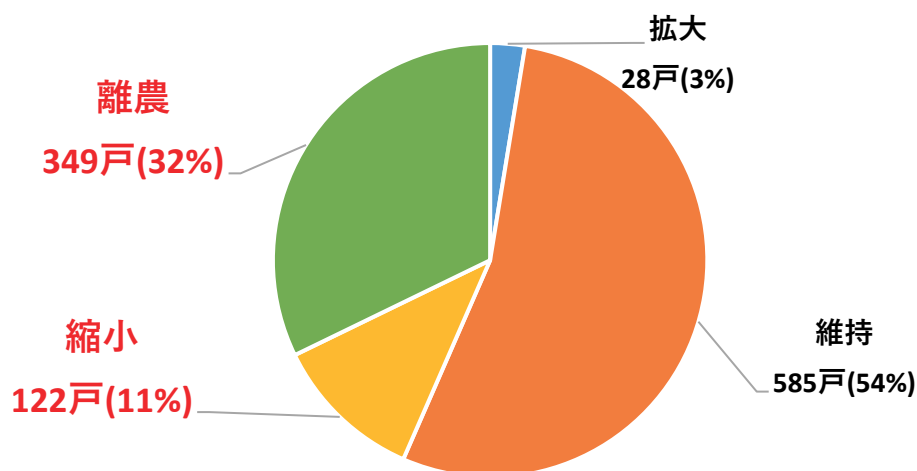


(7) 質問項目

問1 経営作目の状況について（複数回答可）【回答者数：744 戸】

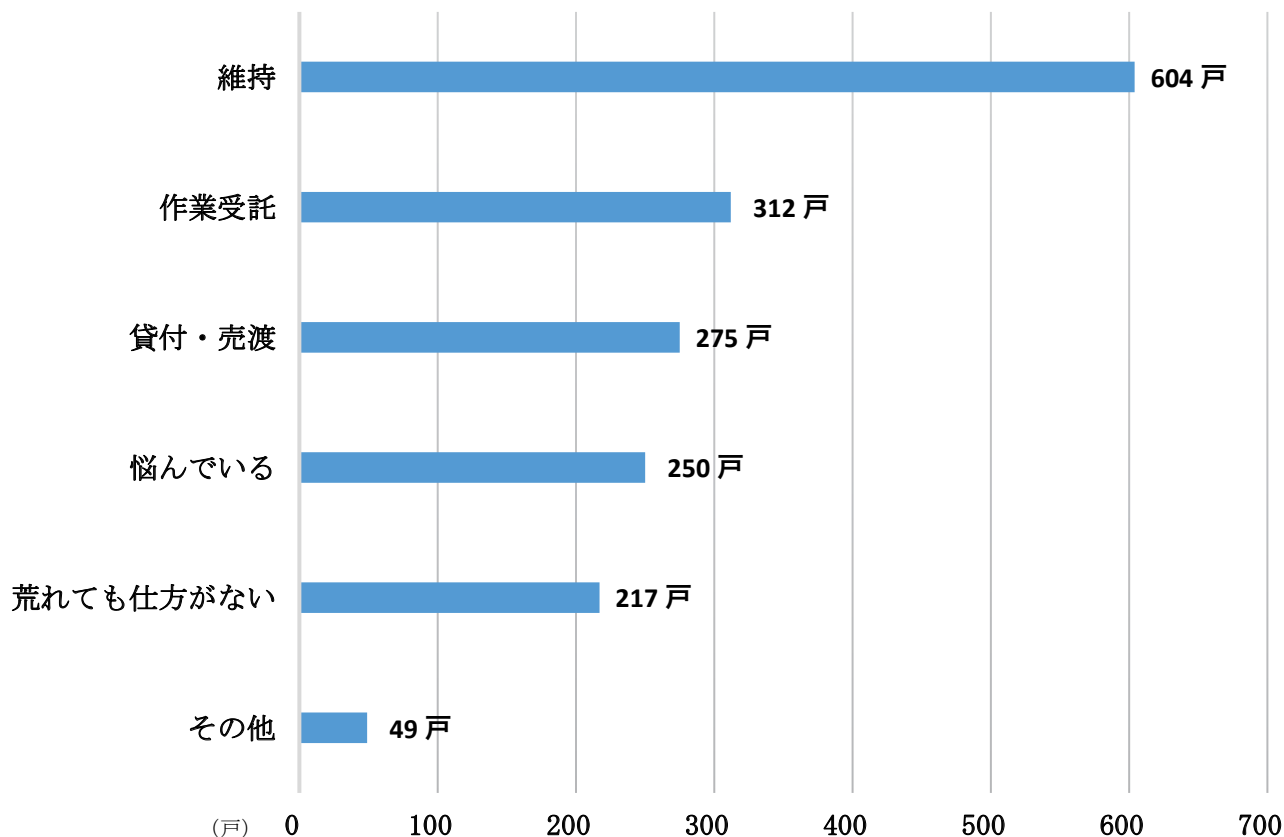


問2 近い将来（5年以内），ご自身の経営をどうしたいとお考えですか？
【回答者数：1,084 戸】

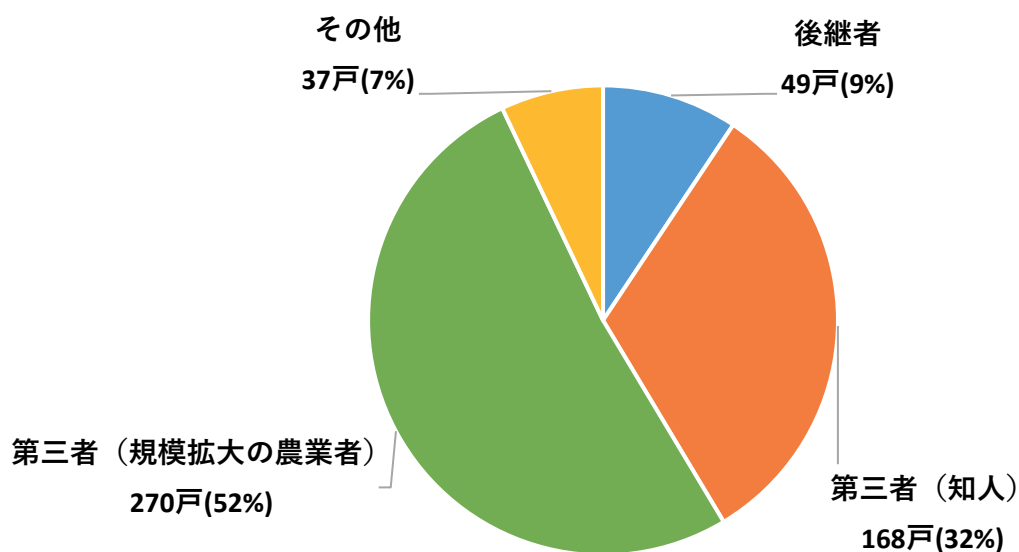


問3 省略

問 4 近い将来（5年以内）、あなたの農地をどのようにしたいですか。
（複数回答可）【回答者数：1,174 戸】

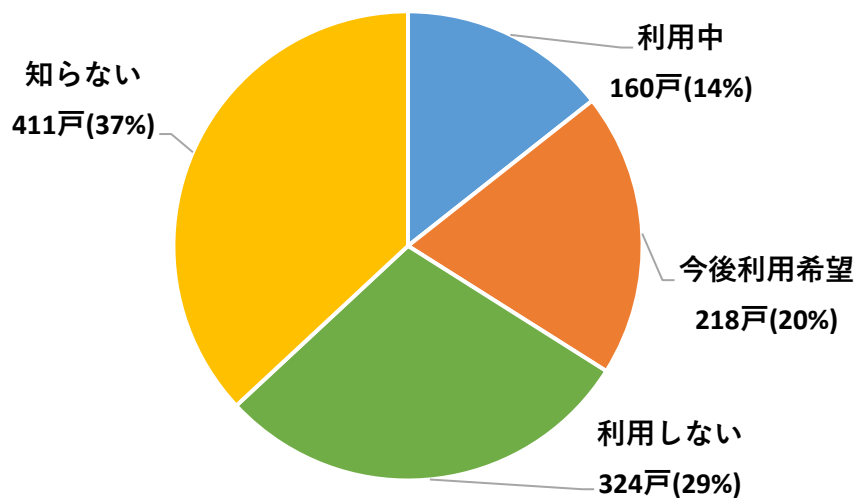


問 5 問 4 で「誰かに作ってもらいたい、誰かに貸したい、または、売りたい」と回答された方に伺います。その相手はどのような方を想定していますか。【回答者数：524 戸】

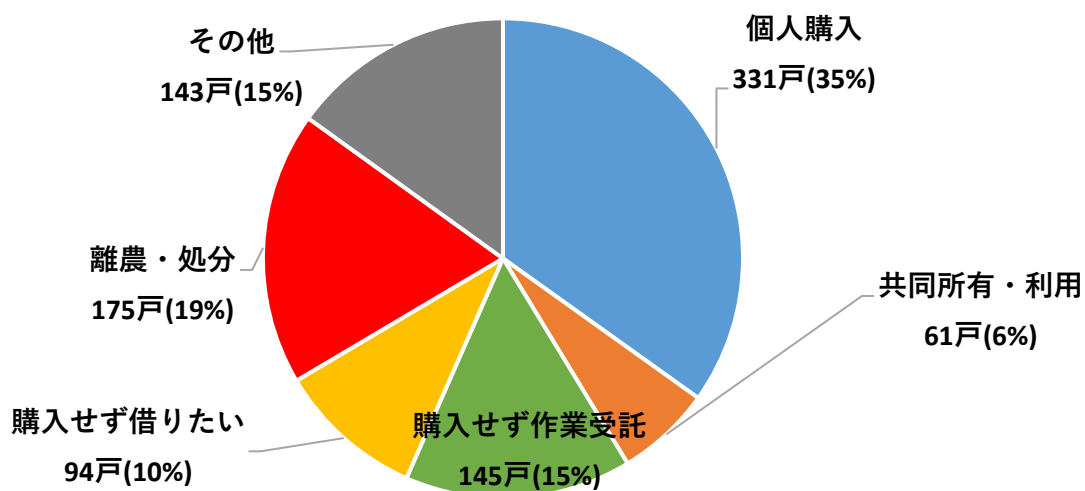


問 6 省略

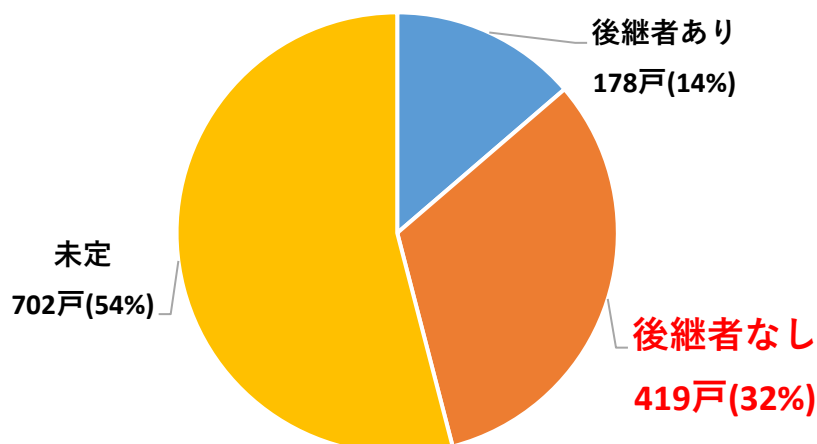
問7 農地中間管理機構を知っていますか？【回答者数：1,113 戸】



問8 農業機械は、近い将来（5年以内）どのようにしたいですか？【回答者数:949 戸】

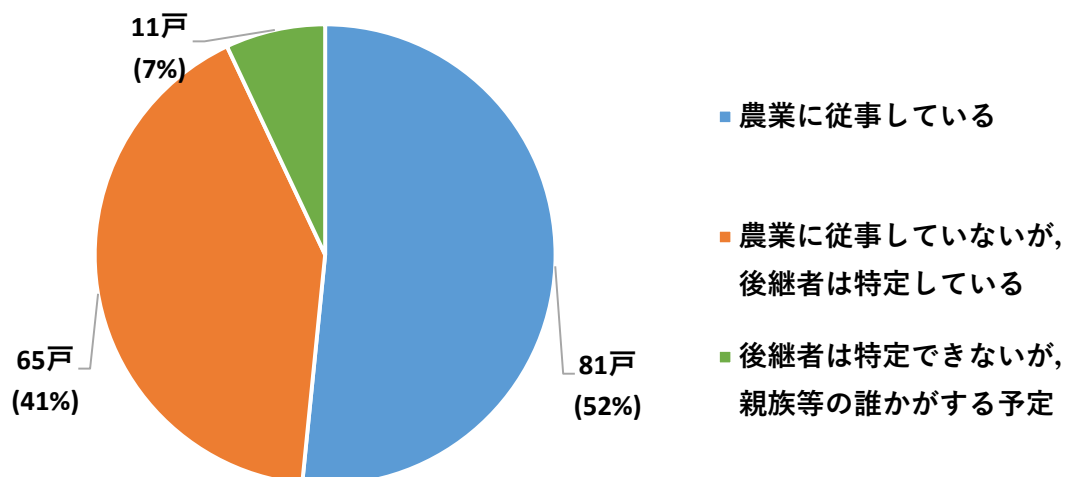


問9 農業後継者について目途はついていきますか？【回答者数：1,299 戸】

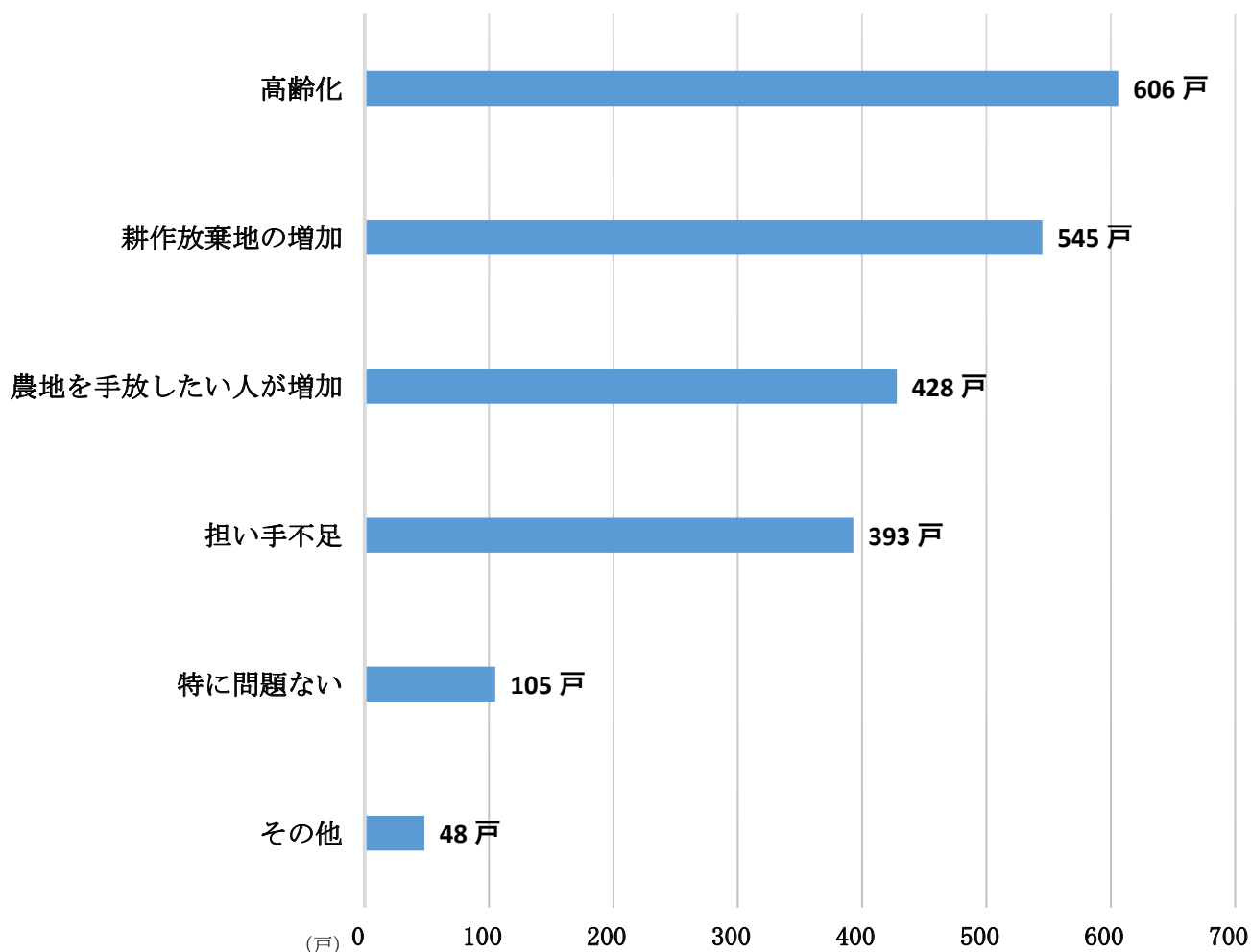


問 10 問 9 で「同居の後継者がいる，別居の後継者がいる」と回答された方について，農業後継者の現在の状況は，次のどれに該当しますか。

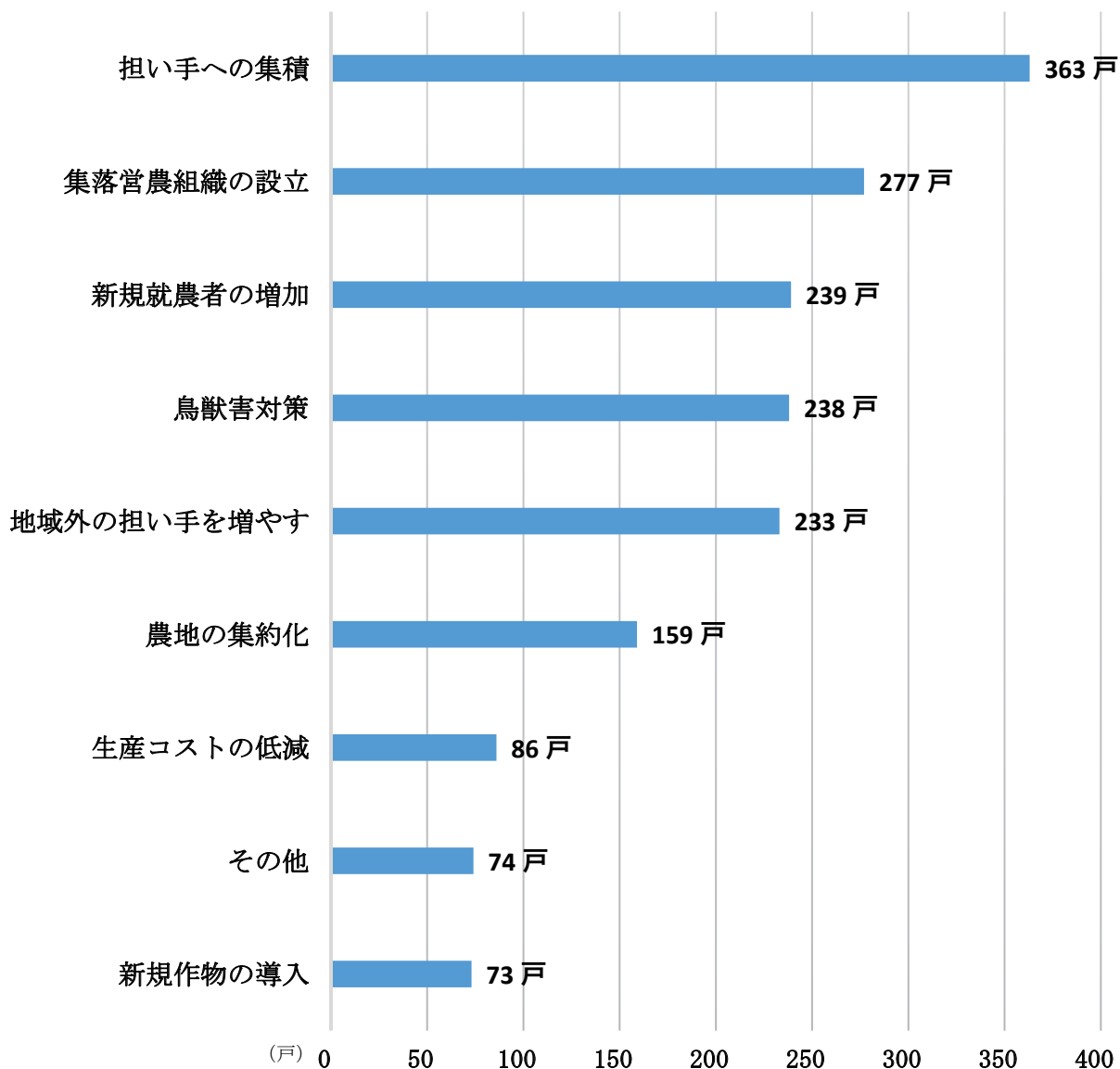
【回答者数：157 戸】



問 11 あなたの地域（集落・地区）の農業は，近い将来（5 年以内），どのようなになっていると思いますか？（複数回答可）【回答者数：1,125 戸】



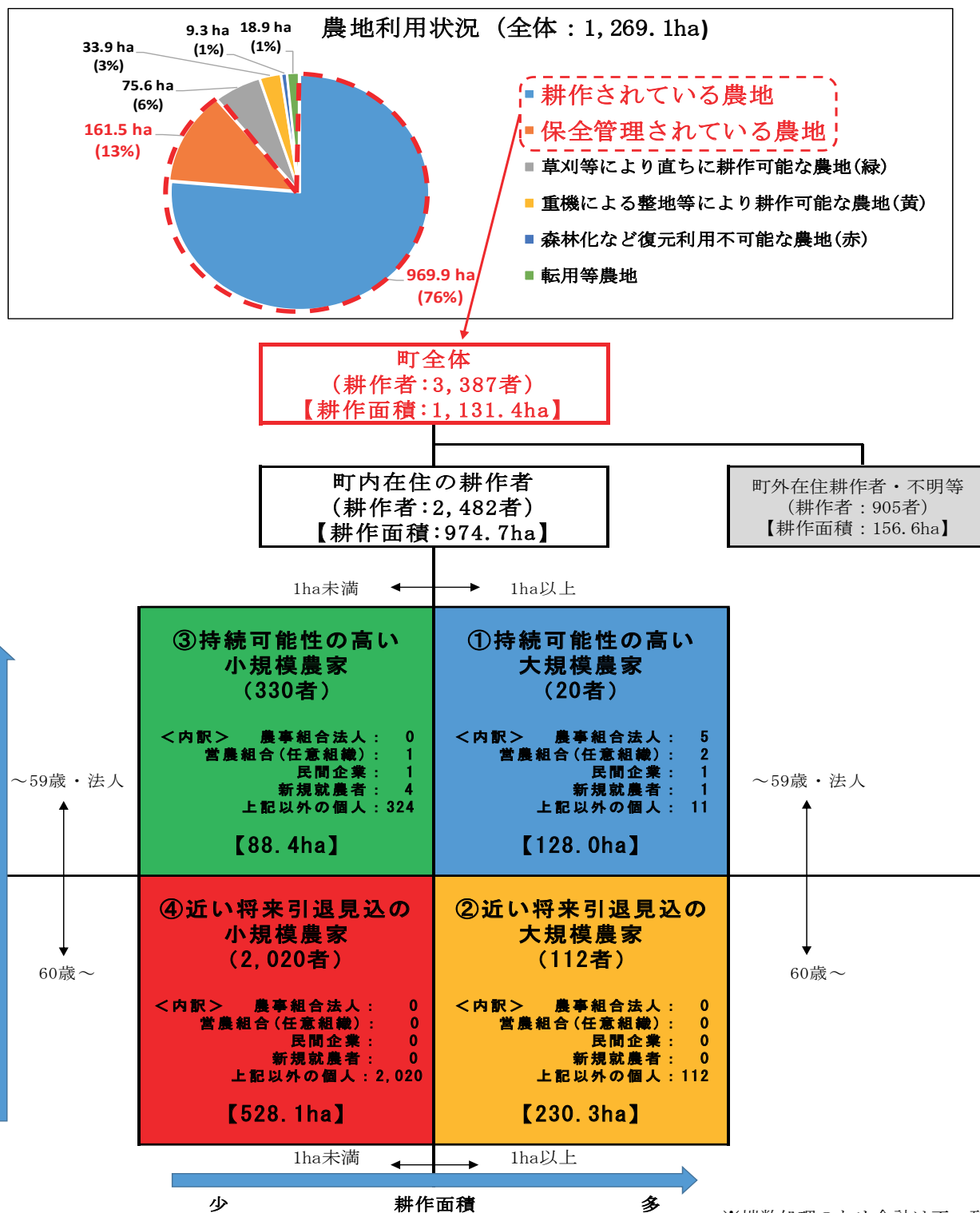
問 12 近い将来（5年以内）、あなたの地域（集落・地区）の農業がどうなればよいと思いますか？（複数回答可）【回答者数：960 戸】



資料3 耕作者分類と農業経営モデル (第3・4回会議資料)

【概要】

- ・町内在住の耕地耕作者について、耕作規模・持続可能性という観点から4つに分類し、それぞれに適した農業経営モデルを検討しました。



【図表】 分析結果 (町内在住の耕地耕作者) (出典) 町農地台帳(R3.2 現在)

適する 耕作者 タイプ	経営規模	総労働 時間 ① (時間)	粗収入 ② (万円)	経営費 ③ (万円)	総所得 ④ (②-③) (万円)	1時間 所得 ④/① (円)	経営形態	備考
①	【合計：40.0ha】 水稲 20.0ha 小麦 12.0ha 水稲作業受託 8.0ha	3,272	3,353	2,317	1,036	3,166	集落営農 (構成員8名 (うち主たる従事者2名) または、 家族経営 (2名, 臨時雇用6名)	・資料元：普及センター ・中型機械の個別装備 ・水稲作業受託10haで機械活用
	【合計：40.0ha】 水稲 20.0ha 大豆 12.0ha 大豆作業受託 8.0ha	3,980	3,491	2,457	1,034	2,598	集落営農 (構成員8名 (うち主たる従事者2名) または、 家族経営 (2名, 臨時雇用6名)	・資料元：普及センター ・中型機械の個別装備 ・大豆用コンバイン装備 ・大豆作業受託8haで機械活用
	【合計：30.0ha】 主食用米 20.0ha 小麦 5.0ha 大豆 5.0ha	2,140	3,980	2,788	1,192	5,570	集落営農 (構成員16名 (うち主たる従事者2名)	・資料元：農政局 ・中山間地域において、所得向上 を図りつつ、自動化技術導入で地 域を維持する集落営農。
	【合計：22.0ha】 水稲 11.0ha 大麦 6.0ha 玉ねぎ 5.0ha	2,876	4,296	2,848	1,448	5,035	家族経営 (2名, 臨時雇用7名)	・資料元：農政局 ・水田に高収益作物 (加工・業務 用野菜) を導入し、機械化一貫体 系による作業効率化。
	【合計：3.0ha】 はくさい 2.0ha キャベツ 1.0ha	3,980	1,836	1,196	640	1,608	家族経営 (2名 (うち主たる従事者1名), 臨時 雇用5名)	・資料元：普及センター ・はくさい：夏まき ・キャベツ：春まき ・全自動移植機装備
	【合計：2.0ha】 加工用タマネギ 2.0ha	1,624	684	531	153	942	水田を活用した大規模農家・集落営農	・資料元：JA ・水稲と加工用タマネギの組み合 わせ、タマネギ2ha規模、移植 機、鉄コン出荷、収量6t、単価 57円
	【合計：0.8ha】 加工用キャベツ 0.8ha	888	281	185	96	1,081	水田を活用した大規模農家・集落営農	・資料元：JA ・水稲と加工用キャベツの組み合 わせキャベツ0.8ha規模、鉄コン 出荷、収量5.8t、単価60円
②	【合計：～2.5ha】 水稲 1～2ha 露地野菜 ～0.5ha	—	210	170	40	—	家族経営	・資料元：農政局 ・定年退職した後、実家の農地で 水稲や露地野菜を中心に、直売所 等で販売。年金収入265万円/年 見込む。
③	【合計：0.5ha】 大玉トマト 0.5ha	3,580	4,674	3,632	1,042	2,911	家族経営 (3名 (うち主たる従事者2名), 臨時雇 用5名)	・資料元：農政局 ・データに基づき複合環境制御の 低コスト耐候性ハウスの導入。
	【合計：0.2ha】 いちご 0.2ha	2,790	1,105	761	344	1,233	家族経営 (2名 (うち主たる従事者1名), 臨時 雇用1名)	・資料元：普及センター ・促成ハウス栽培 (はればれプラント)
	【合計：0.3ha】 シャインマスカット 0.3ha	1,323	992	312	680	5,140	家族経営	・資料元：JA ・ぶどう中心の農業経営
	【合計：0.2ha】 アスパラガス 0.2ha	750	341	194	147	1,960	家族経営	・資料元：JA ・アスパラガスと加工用野菜の組 み合わせ

※耕作者タイプ④のモデル例は提案なし。

(出典) 農政局, 井笠農業普及指導センター, JA 資料

【図表】 耕作者分類別の農業経営モデル例

【目指すべき「矢掛町農業経営モデル」の新たな方向性】

- ①水稲中心ではなく、多品目を組み合わせて栽培する。
- ②年間を通じて安定した収入を得られる。
- ③大規模農家だけではなく、小規模・兼業農家でも成り立つ。

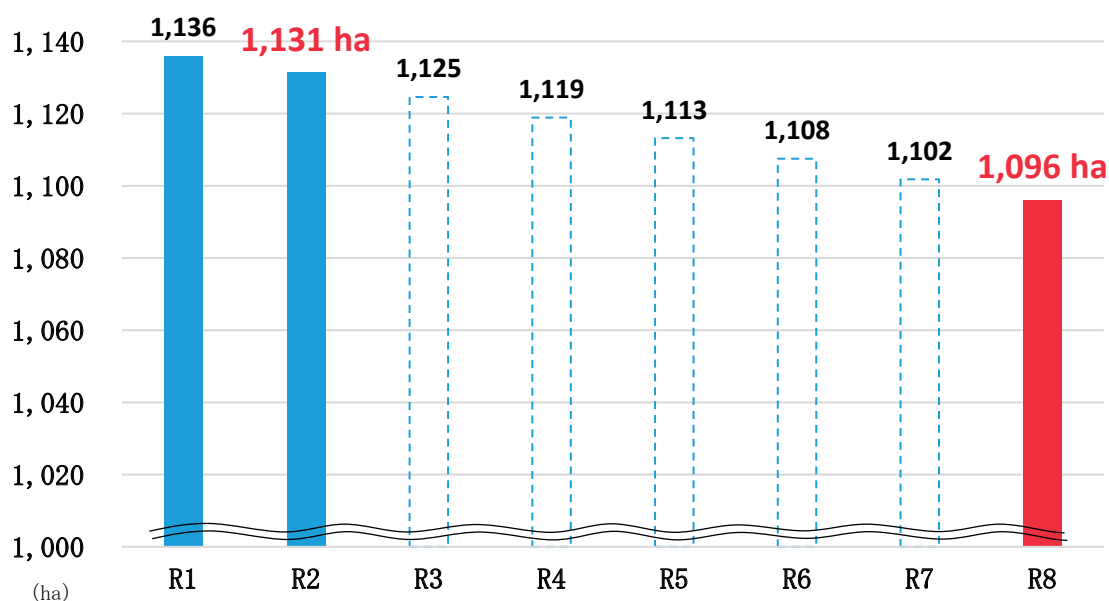
資料4 K P I 設定の根拠・考え方

◆基本目標Ⅰ「農村・農業の多面的機能の維持」

【描く将来像】

多くの耕地が確保され、農村・農業の多面的機能が維持されている。

◆K P I ①：耕地面積



【図表】耕地面積（目標：矢掛町）

<目標数値の根拠>

- ・国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、農林水産大臣と協議を行った上で県が設定する「確保すべき農用地区域内農地の面積」の目標と同程度の減少率を維持することを目指す。

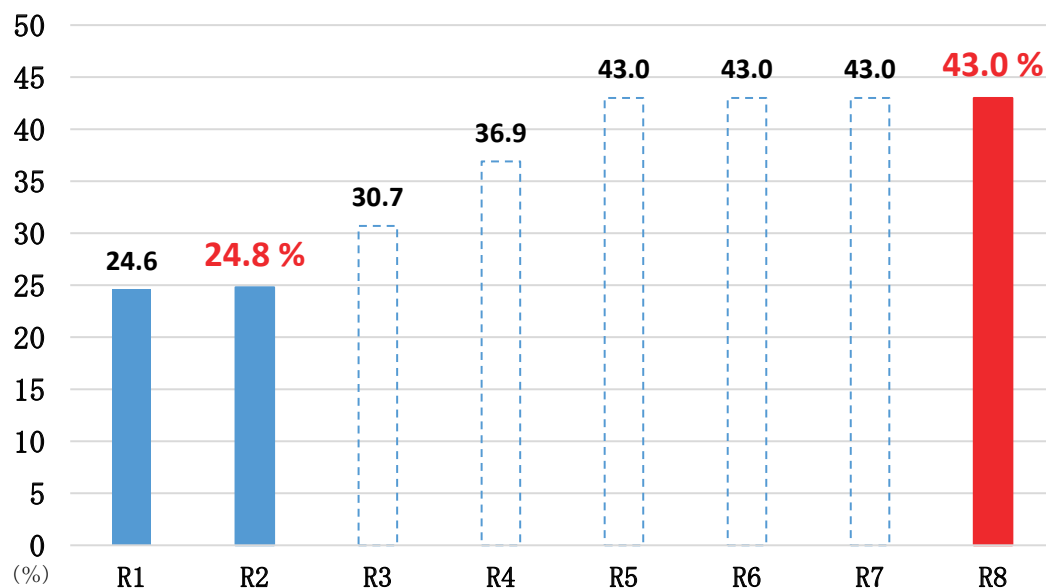
<参考：県が目標設定する「確保すべき農用地区域内農地の面積」>

- ・56.1 千 ha（H26）→53 千 ha（H37）
⇒11 年間で△3.1 千 ha, 1 年当りに換算すると△0.28 千 ha（△0.50%）
⇒町耕地面積（R1）は 1,136ha であり，1 年ごとに△5.68ha（△0.50%）で目標算出

※本指標は、R3.3 策定の町振興計画に掲げる目標指標の数値であるため，県が R3.6 に変更した「確保すべき農用地区域内農地の面積目標」は反映されておらず，以前の数値を使用している。

※R2 は実績値。

◆KPI②：担い手への農地集積率



【図表】担い手への農地集積率（目標：矢掛町）

＜目標数値の根拠＞

- ・地域農業のあるべき姿についてのビジョンを描き、今後の地域農政を推進するための目標等を定める「21 世紀おかやま農業経営基本方針」において、県が設定する「担い手への農地集積率」の目標と同程度を目指す。

＜参考①：県が目標設定する「担い手への農地集積率」＞

- ・ 25.3% (R2) → 43.0% (R5)
⇒町の集積率は 24.8% (R2)。県と合わせ、R5 目標を 43.0%とする。
R6 年度以降は、担い手の高齢化が進むことなどにより、集積面積が減ることが推測されるが、担い手への農地集積を進めることにより、農地集積率の維持を目指す。

＜参考②：全国の動向＞

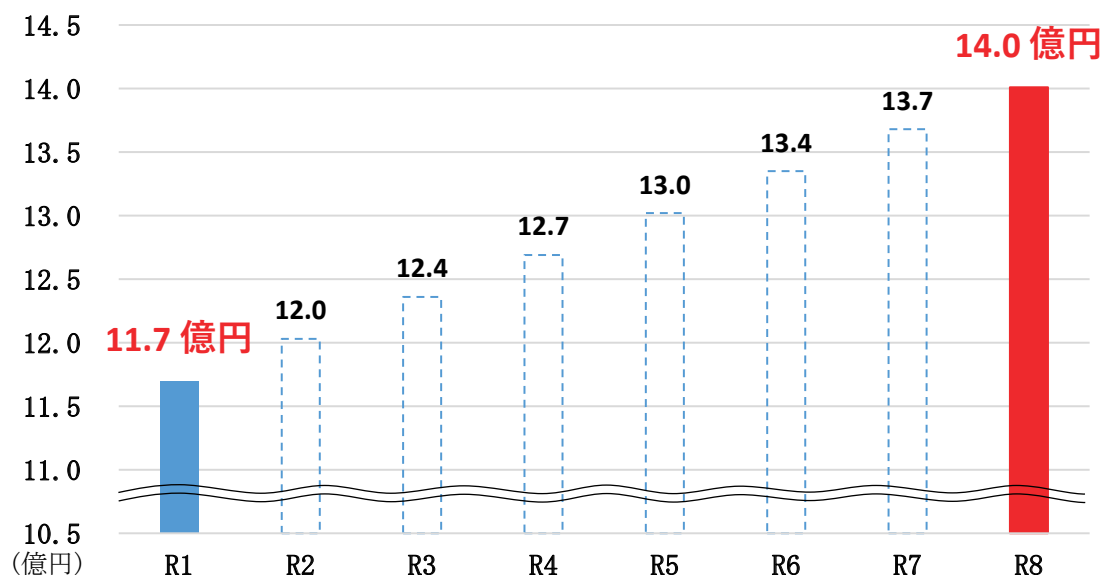
- ・「担い手への農地集積率」（全国平均：R2）は 58.0%。
- ・国は、R5 年度までに 80.0%とすることを目標に掲げている。

◆基本目標Ⅱ「儲ける農業の実現」

【描く将来像】

多くの農業者の方が、農業で生計を立てられている。

◆KPI③：農業産出額



【図表】農業産出額（目標：矢掛町）

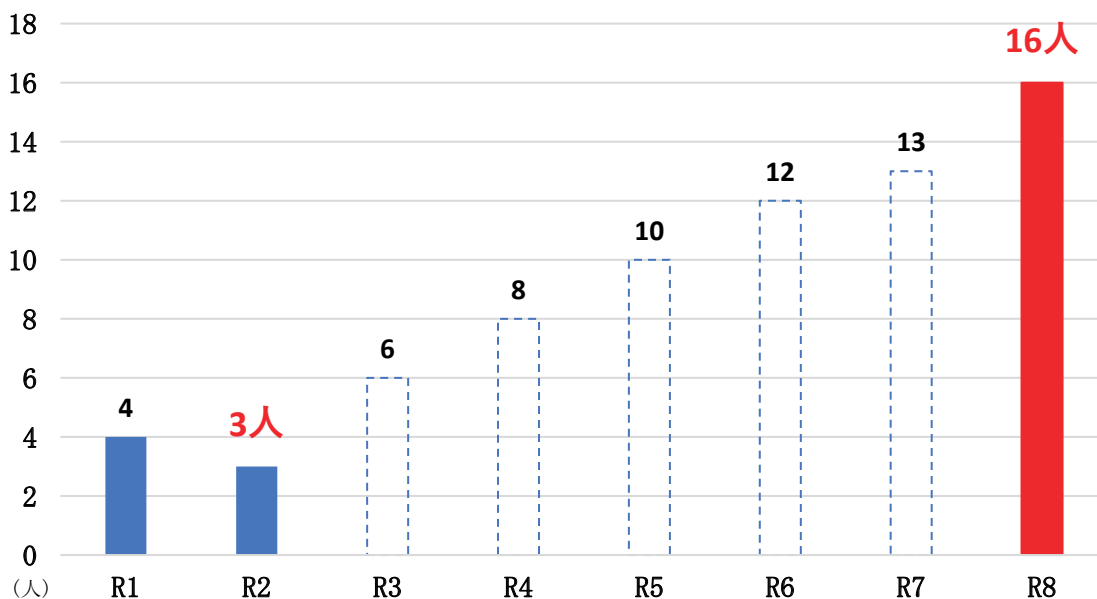
＜目標数値の根拠＞

- ・「21 世紀おかやま農業経営基本方針」において、県が設定する農業産出額の目標と同程度の伸び率を目指す。

＜参考：県が設定する「農業産出額」（※畜産除く）の目標数値＞

- ・ 835 億円（R1）→930 億円（R5）
 ⇒4 年間で+95 億円, 1 年あたりに換算すると, +23.75 億円（+2.8%）
 ⇒町農業産出額は 11.7 億円（R1：畜産除く）であり, 1 年ごとに+0.33 億円（+2.8%）で目標数値を算出。

◆ K P I ④：年間農業所得 400 万円以上の個人農業者数



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
町全体	4	3	6	8	10	12	13	16
内訳① 既存農家	—	—	4	5	6	7	8	9
内訳② 新規就農 6 年目以降の者	—	—	2	3	4	5	5	7

(単位：人)

【図表】年間農業所得 400 万円以上の個人農業者数（目標：矢掛町）

<目標数値の根拠>

- 以下の状況を目指し，目標数値を算出。
 - ①年間所得概ね 400 万円以上の既存農家を毎年 1 名ずつ増やす。
 - ②新規就農者は，就農 6 年目以降に年間所得概ね 400 万円以上を達成。



やかげ観光大使

やかっぴー

矢掛町農業ビジョン

令和4年度～令和8年度

発行月 令和3年12月

編集 矢掛町産業観光課

〒714-1297

岡山県小田郡矢掛町矢掛3018